

# み さと まち 美里町まちづくり計画

— み さと まち  
美里町建設計画 —

小牛田町・南郷町合併協議会

平成26年3月変更 美里町



# 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| はじめに .....                          | 1  |
| 新町将来構想 .....                        | 2  |
| 第1章 序論 .....                        | 3  |
| 1 地域を取り巻く環境の変化と合併の必要性 .....         | 3  |
| 2 計画策定の方針 .....                     | 5  |
| 2 - 1 計画の目的 .....                   | 5  |
| 2 - 2 策定の方法と方針 .....                | 5  |
| 2 - 3 計画の構成 .....                   | 6  |
| 2 - 4 計画の期間 .....                   | 6  |
| 第2章 新町の現況と発展課題 .....                | 7  |
| 1 歴史・沿革 .....                       | 7  |
| 2 自然条件 .....                        | 7  |
| 3 社会条件 .....                        | 8  |
| 3 - 1 人口 .....                      | 8  |
| 3 - 2 産業 .....                      | 8  |
| 3 - 3 道路・公共交通 .....                 | 9  |
| 3 - 4 主な公共・公益施設 .....               | 9  |
| 3 - 5 生活圏 .....                     | 10 |
| 3 - 6 行財政 .....                     | 10 |
| 3 - 7 広域行政の取り組み .....               | 11 |
| 4 新町のまちづくりの課題 .....                 | 11 |
| 第3章 主要指標の見通し .....                  | 13 |
| 1 人口 .....                          | 13 |
| 1 - 1 予測 .....                      | 13 |
| 1 - 2 目標 .....                      | 13 |
| 2 世帯 .....                          | 14 |
| 2 - 1 予測 .....                      | 14 |
| 2 - 2 目標 .....                      | 14 |
| 3 就業人口 .....                        | 15 |
| 3 - 1 予測 .....                      | 15 |
| 3 - 2 目標 .....                      | 15 |
| 第4章 新町建設の基本方針 .....                 | 16 |
| 1 まちづくりの基本理念 .....                  | 16 |
| 2 新町の将来像 .....                      | 16 |
| 3 まちづくりの基本方向 .....                  | 18 |
| 4 新町の基本施策 .....                     | 19 |
| 5 施策の大綱 .....                       | 20 |
| 5 - 1 生涯を通して学び楽しむまちづくり（教育・文化） ..... | 20 |

|                           |                          |    |
|---------------------------|--------------------------|----|
| 5 - 2                     | 健やかで安心なまちづくり（保健・医療・福祉）   | 21 |
| 5 - 3                     | 力強い産業がいきづくまちづくり（産業・雇用）   | 22 |
| 5 - 4                     | くらしやすさを実感できるまちづくり（基盤・環境） | 23 |
| 5 - 5                     | 自立をめざすまちづくり（住民活動と行財政）    | 24 |
| 6                         | 土地利用方針                   | 26 |
| <b>新町建設計画</b>             |                          | 27 |
| <b>第5章 新町の展開</b>          |                          | 28 |
| 1                         | 生涯を通して学び楽しむまちづくり（教育・文化）  | 29 |
| 1 - 1                     | 生涯学習の振興                  | 30 |
| 1 - 2                     | 学校教育の充実                  | 32 |
| 1 - 3                     | 文化・スポーツの振興               | 33 |
| 2                         | 健やかで安心なまちづくり（保健・医療・福祉）   | 36 |
| 2 - 1                     | 保健の充実                    | 38 |
| 2 - 2                     | 医療の充実                    | 39 |
| 2 - 3                     | 福祉の充実                    | 39 |
| 2 - 4                     | 国民健康保険・介護保険事業の充実         | 40 |
| 3                         | 力強い産業がいきづくまちづくり（産業・雇用）   | 42 |
| 3 - 1                     | 農林業の振興                   | 43 |
| 3 - 2                     | 商工サービス業の振興               | 43 |
| 3 - 3                     | 観光・物産の振興                 | 44 |
| 3 - 4                     | 雇用の創造                    | 44 |
| 4                         | くらしやすさを実感できるまちづくり（基盤・環境） | 46 |
| 4 - 1                     | 地域基盤の確立                  | 47 |
| 4 - 2                     | 生活安全の確保                  | 48 |
| 4 - 3                     | 環境・景観の保全・創造              | 48 |
| 4 - 4                     | 居住環境の質の向上                | 49 |
| 5                         | 自立をめざすまちづくり（住民活動と行財政）    | 52 |
| 5 - 1                     | 住民活動の促進                  | 52 |
| 5 - 2                     | 交流の促進                    | 53 |
| 5 - 3                     | 男女共同参画社会の実現              | 54 |
| 5 - 4                     | 行財政の健全化                  | 54 |
| <b>第6章 新町建設における県事業の推進</b> |                          | 56 |
| <b>第7章 公共施設の統合整備</b>      |                          | 58 |
| <b>第8章 財政計画</b>           |                          | 59 |
| 第1節                       | 基本方針                     | 59 |
| 第2節                       | 財政計画の条件                  | 59 |
| 第3節                       | 財政計画                     | 61 |

## はじめに

心の豊かさを求める生活価値観、女性の社会進出、高度情報化の進展、ボランティア社会への移行など、わが国は成熟時代へ向けて多様で豊かな生活・文化の実現が求められる一方、地球環境問題、国内産業の空洞化、長引く不況、少子・高齢化の進行、地方圏の過疎化、国の財政悪化と構造改革、地方分権などの困難な問題に取り組む必要があり、市町村行政は大きな転換期を迎えています。

このような中で、国では、地方分権の推進、少子・高齢化への対応、多様化する住民ニーズへの対応、生活圏の広域化への対応、行政運営の効率性の向上、という5つの観点から市町村の合併を推進しています。宮城県は平成10年度に市町村合併の組み合わせモデルを「みやぎ新しいまち・未来づくり構想」として発表し、平成13年9月には「宮城県市町村合併支援本部」を設置、平成14年4月には「市町村合併推進方針」を定めています。

本地域は優良農地に恵まれ、農業（稲作）を基幹産業としながら、商店街振興や観光、企業誘致、宅地造成などに取り組むとともに、福祉や生涯学習などの充実を進め、住民のまちづくり活動も活発になってきています。しかしながら、米消費の減少と生産調整、安価な農産物の輸入増大、大型店の進出、全国的な不況などの影響を受け、農業や工業、商業の伸び悩みが続くとともに、人口の大都市圏集中により人口は減少に転じ、高齢化が進んでいます。また、国地方の長期債務残高は平成15年度末で686兆円にのぼると予想される今日の厳しい社会・経済情勢から、地方交付税等が大幅に削減されています。

地方分権の受け皿としての地域の自立強化に向け、住民活動と行政能力の活性化、地域経済の再構築と住民サービスの向上、行財政改革の推進などの取り組みを進めていくための選択肢の一つとして合併を模索する動きが活発化し、法定協議会を設置し、新町のまちづくりについて協議を進めてきました。

この「新町建設計画」は、新町のまちづくりの基本方針と基本的施策、財政計画についてとりまとめたものであり、そのとりまとめに際しては、時代が大きく変化する中で将来を見据え、この地域に暮らす誰もが、その夢を実現し、しあわせを実感できるまちづくりを目指して進めてきたものです。

# 新町将来構想

# 第1章 序論

## 1 地域を取り巻く環境の変化と合併の必要性

現在、わが国は次のような大きな転換点を迎えており、本地域が魅力のある生活・文化、安心と安定した生活の実現、地域産業の育成、行財政の強化などを図りながら持続的な発展を期することが求められています。こうした状況のもと、市町村合併を通して各町が有する地域資源の融合と活用や専門的人材の確保、効率的・効果的行財政運営の実現が必要となっています。

### 1 グローバル社会の到来への対応

国際的な人・物・情報・文化の交流・移動はますます進み、国際的な産業再編が進んでおり、また、地球温暖化など環境悪化の問題が地球規模で深刻化しています。

こうした中で、国際化に対応した人づくりや国際交流、観光客の受け入れや国際競争に対応できる産業振興などのグローバルな視点からの取り組みが求められます。

### 2 少子・高齢社会への移行への対応

少子・高齢化が進み人口が減少する中で、魅力のある若者定住の取り組みとして、地域産業の振興や働きながら子どもを生み育てられる環境づくり、高齢期を安心して過ごせる保健・医療・福祉体制の充実が大きな課題となっています。

こうした中で、財政基盤の強化と重点的な取り組み、専門的人材の確保が必要となっています。

### 3 成熟社会への転換への対応

経済情勢が低成長時代を迎える中で、人々の暮らしには停滞感や将来の不透明感が見受けられます。その一方で人々の価値観も転換期を迎えており、多様で質の高い中高年文化の熟成、量から質への消費の転換、余暇の充実への関心の高まり、家庭や地域社会での生活の重視、生活情報化の推進などが求められる成熟社会への転換期を迎えています。

このような多様化し、高度化した住民ニーズに対応し、高度な専門的能力を有する職員の育成・確保による質の高い行政サービスの提供やまちづくりの推進が課題となっています。

### 4 産業構造の転換への対応

農産物等の輸入増加と製造業者の海外進出、金融ビッグバンの到来など、国際競争の激化と国内産業の空洞化、バブル経済清算の遅れとデフレ経済への移行、不況の長期化など、わが国の産業は大きな転換期を迎えています。

成熟社会の人々の高度化・多様化した消費に応えるブランド米や花き・野菜、加工食品などの生産・加工・販売とともに、地域密着型の商業や保健・医療・福祉サ

ービス業の育成、地域企業の経営革新、若者やU・J・Iターン\*者による新たな起業の支援、企業誘致など、地域産業の振興に向けた重点的な取り組みが求められています。

## 5 高度情報化への対応

近年、急速に高度情報化が進んでおり、地域の情報編集・発信能力を高めるとともに、行政サービスの効率化や地域情報化の促進を図り、その成果を通じて住民や地域産業が情報を活用し、生活を豊かにし、インターネット販売や地域情報産業の育成など産業発展の可能性を切り開くことが求められています。

## 6 居住地選択の多様化への対応

大企業の業績回復、公共投資の削減などにより、再び、人口の大都市集中傾向が強まっています。一方、少子化やライフスタイルの多様化、通勤圏の拡大などにより、意欲的なU・J・Iターン志向の高まりもみられます。

こうした中で、地域間の競争に打ち勝ちながら定住人口の増加を図るためには、各町の力を相乗効果的に発揮して魅力ある施策を展開するとともに、行政サービスの質の向上、さらには日常生活圏の拡大に対応した広域的な行政サービスの充実が求められています。

## 7 広域的課題解決・住民との協働への対応

宮城県北部連続地震の復旧過程において、周辺町村との連携による課題解決や行政と住民が協力して問題を解決していくことの有効性を改めて認識された。合併により2町の経験と力を合わせることで課題解決能力の向上を図るとともに、幅と厚みの増すことが期待される住民活動との連携を通じて時代の課題に対応していくことが期待されます。

## 8 地方分権＝地方自立時代への対応

地方分権＝地方主権（地方自治）の時代へ向けて、補助事業制度や地方交付税制度の抜本的な見直しが進むとともに、地方交付税や補助金の削減、税収の伸び悩みが避けられない中で、合併による行政能力の向上と行政の徹底的なスリム化、地域経済活性化と若者定住の重点的な取り組みによる財政基盤の強化、まちづくりNPO\*やボランティア組織への支援による活発なまちづくり活動の推進が求められます。

---

\* U・J・Iターン：Uターンは、就学・就職のために一度出身地から都市圏などに移動した人が、再度出身地に帰って住むことで、Jターンは、出身地まで戻らず、途中の地域中心都市などに移り住むことです。Iターンの「I」は「自分」をさし、都会などから田舎に移住することをさします。

\* 「NPO」：NPOとは、Nonprofit Organization の略で、様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織であり、通常民間非営利組織と呼ばれる。NPOには、多種多様なものがあり、学校、病院、老人ホームなどを経営する事業型NPO、そうした活動に資金を提供する助成財団、環境問題など社会問題に取り組んだり、国際援助・交流を行う市民団体などが含まれ、宗教団体、政治団体、労働組合なども広い意味ではNPOに含まれる。

## 2 計画策定の方針

### 2 - 1 計画の目的

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第3条第1項及び第5条の規定に基づき、小牛田町・南郷町が合併後の新町を建設していくための基本方針や施策などを定める計画であり、その実現を図ることにより、2町の速やかな一体性を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

### 2 - 2 策定の方法と方針

計画の策定にあたっては、住民意向の把握に努めながら、2町の総合計画をはじめ、国・県の上位計画との整合性を図り、新時代にふさわしい魅力的なまちづくりを推進する指針を示すものとします。

策定にあたっては、特に以下の点に留意するものとします。

#### 生活者の視点による戦略的なまちづくり

次代を担う子どもや若者がのびのび、いきいきと活躍し、感動を体験できるまちづくりとともに、全ての町民が、この地域で夢を実現し、安心を実感できるよう、教育の振興と、保健・医療・福祉、防災の総合的な取り組みが充実したまちづくり計画とします。

#### 町民活動の活発なまちづくり

地方分権＝地方自立の時代に対応した地域づくりに向けて、住民一人ひとりの「個」の力を育むとともに、地域コミュニティ活動やボランティア活動、趣味やスポーツのクラブ活動やNPO活動などの多様な町民活動の活性化策を積極的に講じ、住民同士の「絆」が強く、町民と行政の連携がとれた町民参画のまちづくりを進める計画とします。

#### 地域産業振興の先駆的・戦略的な推進

町内の優れた農業者や企業活動など「やる気のある経営体」の取り組みを支援するとともにこれらを活かし、高付加価値型農業の振興、地域密着型起業の促進、既存企業の経営革新の支援など、経営として成り立つ産業の確立と若者の雇用の場の創出を目指して先駆的・戦略的に推進する計画とします。

#### 地域資源を最大限活かし開花させるまちづくり

これまで町民参画を得ながら両町が進めてきた、各分野の取り組みや地域資源を効果的に活かし、さらには、地域資源の融合を通して高い相乗効果を実現するまちづくりを進めます。また、地域の特性や住民生活、財政事情などを考慮しながら既存施設の有効利用も視野に入れて、公共施設の統合整備に逐次取り組んでいく計画とします。

#### 各分野が連携のとれたまちづくり

子どもが大切にされ育てやすい環境づくりや健康づくり、地域産業振興や起業支援、ボランティア活動、地域情報化など、各分野の連携がとれた効果的・効率的なまちづくりを進める計画とします。

#### 行政改革を進めるまちづくり

仙台、古川、石巻の3市の中に位置する状況の中で、豊かな自然や地域内外の交流が活発な地域性を活かした個性的なまちづくりをめざし、合併による行財政基盤の強化と職員の意識改革、既存施設の有効活用、行政運営の効率化、住民活動支援型サービスの充実などが徹底したまちづくりをめざす計画とします。

### 2 - 3 計画の構成

本計画は、新町を建設していくための「基本方針」や、その基本方針を実現するための「基本施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心に構成します。

### 2 - 4 計画の期間

この計画の期間は、合併の年度とそれに続く20年間とします。

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 計画の期間 | 平成17(2005)年度～平成38(2026)年3月31日 |
|-------|-------------------------------|

## 第2章 新町の現況と発展課題

### 1 歴史・沿革

本地域は、縄文時代早期から人々が住み、古墳時代には小牛田の保土塚古墳などの遺跡を残しています。奈良時代には、奈良東大寺の大仏建立に鍍金として使用された砂金を産出した「小田郡」に属し、歴史にも登場している。江戸時代には仙台藩の藩領となり、伊達家一門涌谷伊達氏が、現在の遠田郡のほとんどを治めており、明治9年に現在の宮城県となりました。

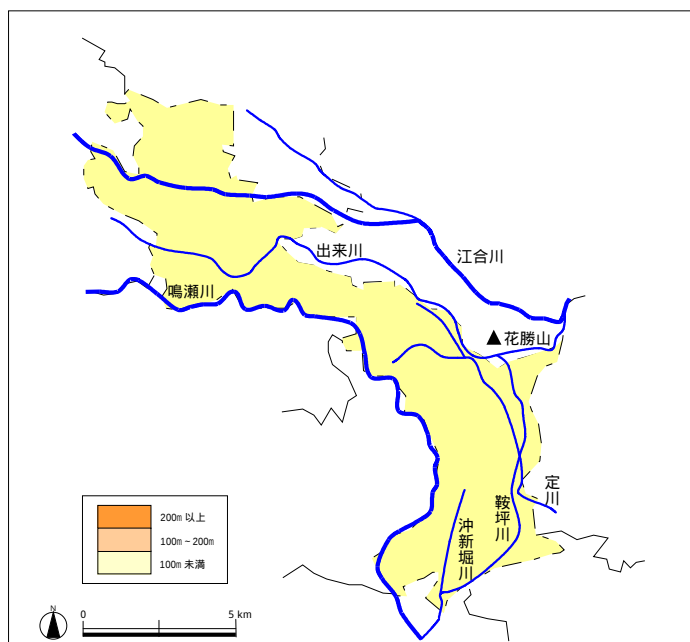
町村合併を経て、小牛田町は昭和31年に現在の町域となり、南郷町は明治22年の町村制施行時から現在の区域で推移しています。

### 2 自然条件

本町は、仙台平野の北東端に位置し、総面積75km<sup>2</sup>です

奥羽山脈から流れる1級河川の江合川や鳴瀬川などの沖積平野(大崎耕土)が広がる、おおむね平坦な地形です。2つの川の恵みを受けた肥沃な沖積平野は豊かな田園地帯となる一方、鳴瀬川・出来川の下流域は水害を克服する長い歴史を持つとともに、弱い地盤は地震災害の被害を受けてきました。

地形図

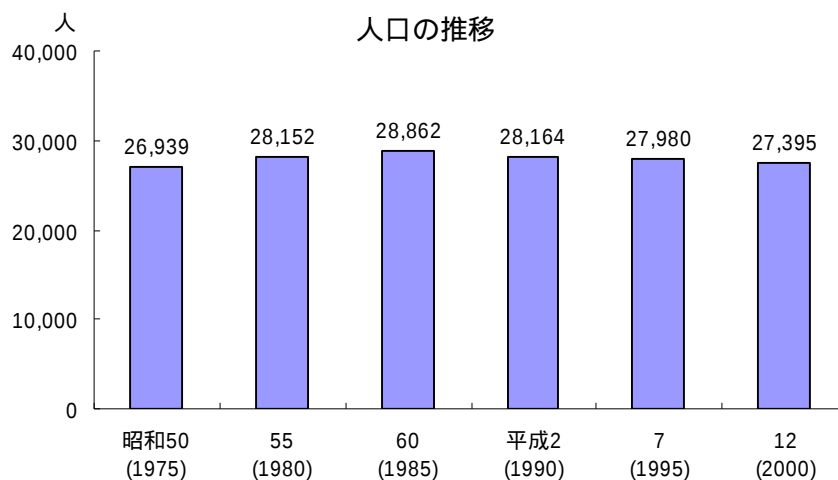


### 3 社会条件

#### 3 - 1 人口

国勢調査によると、平成12(2000)年の本地域の人口は27,395人であり、昭和60(1985)年の28,862人をピークに減少しています。

高齢化率(65歳以上人口の割合)は23.2%で、県平均の17.3%と較べて、高齢化が進んでいます。



高齢者数と高齢化率 (平成12年国勢調査)

|      | 小牛田町     | 南郷町     | 合計       |
|------|----------|---------|----------|
| 人口   | 20,245 人 | 7,150 人 | 27,395 人 |
| 高齢者数 | 4,490 人  | 1,870 人 | 6,360 人  |
| 高齢化率 | 22.2%    | 26.2%   | 23.2%    |

#### 3 - 2 産業

本地域の農業粗生産額(平成13年度)は76.5億円、製造品出荷額等(平成14年度)は209.1億円、小売・卸売業年間販売額(平成14年度)は209.1億円です。

就業者数の産業別構成比(平成12年)は第1次産業13.1%、第2次産業30.7%、第3次産業56.1%です。

本地域では水稻を中心とした農業が行われてきましたが、国による米の生産調整による転作面積は平成15年には水田面積の約3割を超える1,319haとなり、麦、大豆、ホウレン草や小ネギ、大葉、キュウリ、イチゴなどの野菜、バラや菊などの園芸作物の生産振興を図っています。

商業は大型店舗の進出や古川市、石巻市、仙台市などへの購買の流出がみられ、中心商店街の空洞化や事業規模の縮小などが進んできています。

工業は景気の低迷などにより多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

観光では、小牛田町に、七五三・どんと祭など多くの参詣の人々でにぎわう「山神社」、地場産品などが売られる「こごた朝市」などがあります。

農業交流施設では、南郷町の「でんえん<sup>どたばた</sup>土田畑村」、「花野果<sup>はなやか</sup>市場」、小牛田町の「結の郷おんべこ」などがあります。

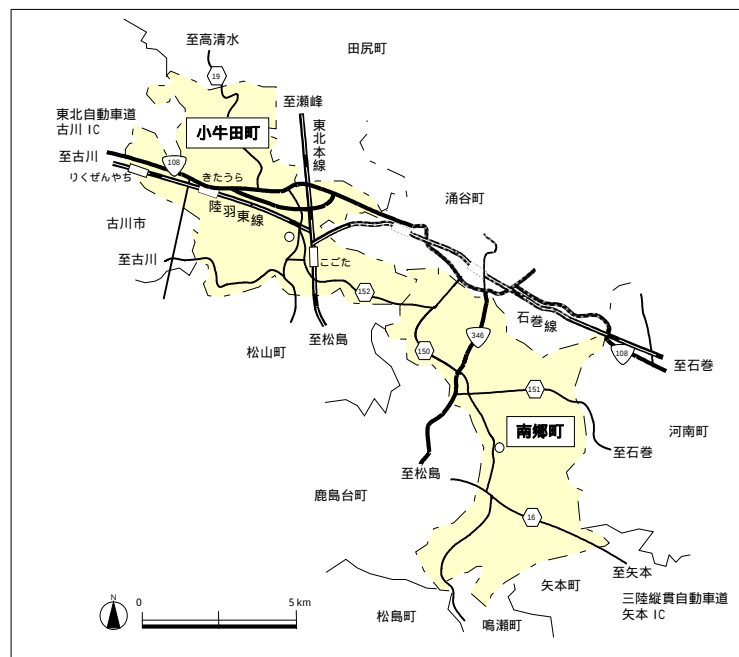
### 3 - 3 道路・公共交通

本地域には、東西の国道108号（石巻～本庄）と南北の国道346号（仙台～気仙沼）の2本の国道が通り、県道とともに各地を結んでおり、東北自動車道古川ICまで小牛田町から20分、三陸縦貫自動車道矢本ICまで南郷町から15分です。平成13年度には国道108号小牛田バイパスが開通しました。

鉄道は、ＪＲ東北本線、ＪＲ石巻線（小牛田～女川）、陸羽東線（小牛田～新庄）の3線が通り、駅は3駅（小牛田駅、北浦駅、陸前谷地駅）があり、小牛田駅から古川駅までは約10km(13分)、仙台駅まで約45km(45分)であり、小牛田町・南郷町のどちらからも通勤通学が可能です。東北新幹線は古川駅から利用でき、東京駅まで約2時間～2時間30分の所用時間です。

小牛田町と南郷町は約12kmの近距離圏内にあるものの、小牛田町と南郷町間の道路については改良・整備が必要な部分が残っています。

交通網図



### 3 - 4 主な公共・公益施設

本地域にある主な子ども関係の施設は、本計画の当初において公立保育所2所、公立幼稚園7園、小学校7校、中学校3校、高等学校2校、高等養護学校1校、ろう学校1校、宮城高等理容美容学校1校、児童館3館などです。

文化・スポーツ・コミュニティ施設は、文化会館等 1、公民館 4、図書館 1、体育館 3、野球場 2、温水プール 1、地区集会所 50 などです。

保健・医療施設は、保健福祉センター 2、病院 3、一般診療所 11、歯科診療所 11、高齢者福祉施設は、在宅介護支援センター 2、デイサービスセンター 4、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 1、老人福祉施設（養護老人ホーム） 1、介護療養型医療施設 1、生活支援ハウス 1、グループホーム 2、障害者福祉施設は知的障害者等通所施設 2 です。

公園は 16 あり、公営住宅は町営住宅 382 戸、県営住宅 112 戸で、販売可能な分譲宅地は南郷町 16 戸で、小牛田駅東部土地区画整理事業（670 戸）が進められています。

産業施設としては、物産館 1、宿泊交流施設 1、みやぎ総合家畜市場などがあります。

### 3 - 5 生活圏

通勤・通学圏（15歳以上）をみると、地域内就業率は 47.4% で、古川市へ 14.3%、仙台市へ 10.5% 通勤しており、通学では地域内 26.4% で、仙台市へ 24.9%、古川市へ 20.2%、涌谷町へ 10.1% です。

買い物圏では、買回品の 2 町内での購買率は小牛田町 56.2%、南郷町 6.5% で、地域外への流出は、小牛田町では、古川市へ 35.8%、仙台市へ 5.0%、利府町へ 0.9% で、南郷町では、鹿島台町へ 37.9%、涌谷町へ 17.9%、古川市へ 14.9% となっています。

医療圏では、各地域の医療機関（外来）利用率は 64.7～96.1% で、地域外へは小牛田町は田尻町（7.4%）と涌谷町（6.4%）、南郷町は河南町（1.6%）と鹿島台町（1.1%）を利用しています。

新町においては、仙台、古川、石巻の 3 市との連携を図りながら、地域内のネットワークを強化し、自立を図ることが求められます。

### 3 - 6 行財政

平成 15 年度の一般会計歳出決算額は 98.3 億円で、その主な内訳は人件費 25.2 億円（25.6%）、投資的経費 15.9 億円（18.9%）、公債費 9.7 億円（9.8%）です。一般会計歳出決算額は、昭和 62（1987）年度まではほぼ横ばいでしたが、バブル経済の影響で昭和 63（1988）年度と平成 4（2002）年度に急増し、その後も国の景気対策により増加傾向が続き、財政規模が膨らんだ期間が 10 年以上続いています。

平成 15 年度の一般会計歳入決算額は 100.1 億円で、その内訳は地方税が 22.3 億円（22.3%）、地方交付税 37.0 億円（37.0%）、国庫支出金 5.8 億円（5.8%）、都道府県支出金 6.3 億円（6.3%）、その他 28.6% です。地方交付税の伸びが大きく、昭和 60 年度の 19.6 億円から平成 12 年度には 45.2 億円へと大幅に伸び、その後平成 15 年度には 37.0 億円と減額されています。

平成 15 年度の財政力指数（基準財政収入額 / 基準財政需要額）は、小牛田町 0.47、南郷町 0.23 です。経常収支比率（経常的経費 / 経常一般財源）は、小牛田町が 84.2%、南郷町 88.9% で、公債費比率は、小牛田町 11.0%、南郷町 10.6% です。

### 3 - 7 広域行政の取り組み

本地域は、1市11町で構成する大崎地域広域市町村圏に属し、消防、救急、一般ごみ・不燃ごみ処理、し尿処理等の共同事務を行い広域的に取り組んでいます。

このほかにも、大崎東部土地開発公社、県営大崎広域水道用水供給事業、斎場についても広域的に取り組んでいます。

## 4 新町のまちづくりの課題

### (1) 町民がいきいきと活躍するまちづくり

本地域は、JR東北本線と石巻線、陸羽東線の交通の結節点として発展した小牛田町と、先人が築き上げてきた豊かな水田地帯である南郷町からなり、それぞれ、教育・文化、地域医療・福祉と観光、農業の取り組みにおいて、先進的なまちづくりを目指してきました。

この2町の取り組みの優れた精神と経験を活かし、町民がいきいきと活躍し、町民と行政がパートナーとして新しい時代を切り拓くまちづくりを共に進めることが強く求められています。

### (2) 子どもや若者が元気なまちづくり

少子・高齢社会を迎え、人口減少が続く本地域においては、未来を担う子どもや若者がいきいきと元気に育ち、活躍できるようにすることが大きな課題です。

地域の自然や産業、歴史・文化を活かして子どもや若者が様々な体験をし、自立を図り、新しい仕事を切り開き、快適な暮らしと魅力のある生活を楽しみながらこの地域の中で自己実現をできるようなまちづくりが課題です。

### (3) 元気に、安心して暮らせるまちづくり

高齢化率が23.2%（平成12年）と高齢化が進む中で、高齢者や障害者などが地域で活躍し、誰もが安心して快適に暮らせる地域づくりが強く求められています。

そのため地域医療・福祉の総合的な取り組みの発展を図り、健康保険制度や介護保険事業、保健・福祉サービスの充実を図るとともに、住民それぞれが共に支え合う地域福祉の取り組みを進めることが課題となっています。

### (4) 生活を楽しむまちづくり

子どもが豊かで健全な心を持ち、学ぶ意欲と基礎的な学力をつけることができる教育の推進とともに、子どもから高齢者まで、生涯を通じて学び、充実した生活を楽しむまちづくりが求められています。

地域活動やボランティア活動、伝統芸能の継承など、心豊かな生活を楽しむことができるまちづくりが求められています。

#### (5) 総合的な食産業を基礎としたまちづくり

本地域は、県平均と較べて農業の水準が高く、工業はやや低く、商業は3割程度低い水準となっており、地域産業の振興と新たな雇用の場の創出が大きな課題です。

農業の高付加価値化を図り、消費者と連携し、安全でおいしい米と野菜などの農産物のブランド化や加工品の開発・販売を促進するとともに、観光・交流農業の取り組みや食品関係の企業誘致など、食を新町の戦略的な産業として位置づけたまちづくりを進めるとともに、若者の新たな職場として、地域企業の経営革新や企業誘致、U・J・Iターン者の起業化を促進する取り組みが課題です。

#### (6) 道路・鉄道・バス交通網の整備と地域情報化の推進

高齢化が進む中で通勤や通院、買い物、交流などが容易にでき、くらしの快適性と利便性を確保しながら豊かな自然環境の中で生活できるよう、交通網の維持・整備が求められます。

2町の拠点を結ぶ町民バスの整備、2町を結ぶ道路の整備や鉄道・バス交通網の維持・充実とともに、住民サービスの向上をめざし行政情報化の推進と地域情報化の促進が課題です。

#### (7) 行財政の改革

地方分権を進め、国の税収減に見合った地方交付税や補助金の大幅な削減に対応した行財政改革の推進が求められるとともに、一方では国際的な産業競争と不況の中で、地域産業の再構築と新たな産業の創出が求められています。

行財政改革と地域経済の活性化という「守り」と「攻め」の両方の取り組みが必要であり、合併により事務事業のより一層の効率化を図りながら、雇用創造支援の取り組みを重点的に進めることが課題となっています。

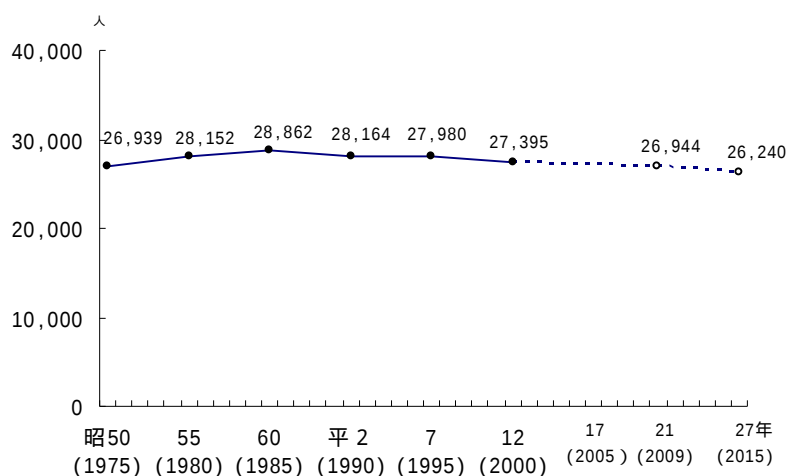
## 第3章 主要指標の見通し

### 1 人口

#### 1 - 1 予測

現状のままの傾向が続くとなると、平成 12 年に 27,395 人の人口が、本計画当初の目標年次の平成 27(2015)年には 26,240 人（コーホート法による人口予測）に減少すると予測されます。

人口の推移と推計



資料：国勢調査

#### 1 - 2 目標

平成 27(2015)年の人口の目標を 27,000 人と設定し、合併により、町民・事業者とともに、保健・福祉産業の育成や消費者に直結・密着した農業や商工業の振興、企業誘致、歴史・文化を活かした観光の推進などによる雇用の創出や小牛田駅東部土地区画整理事業など住宅地の開発、子育てに魅力的なまちづくりに向け次世代育成の取り組みの充実などを積極的に進めます。

目標人口

(単位：人)

|                  | 最終実績値           | 推計値             | 目標値             |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                  | 平成 12 (2000) 年  | 平成 27 (2015) 年  | 平成 27 (2015) 年  |
| 総人口              | 27,395 (100.0%) | 26,240 (100.0%) | 27,000 (100.0%) |
| 年少人口 (0~14 歳)    | 3,744 (13.7%)   | 3,278 (12.5%)   | 3,774 (14.0%)   |
| 生産年齢人口 (15~64 歳) | 17,291 (63.1%)  | 15,173 (57.8%)  | 16,020 (59.3%)  |
| 老年人口 (65 歳以上)    | 6,360 (23.2%)   | 7,789 (29.7%)   | 7,206 (26.7%)   |

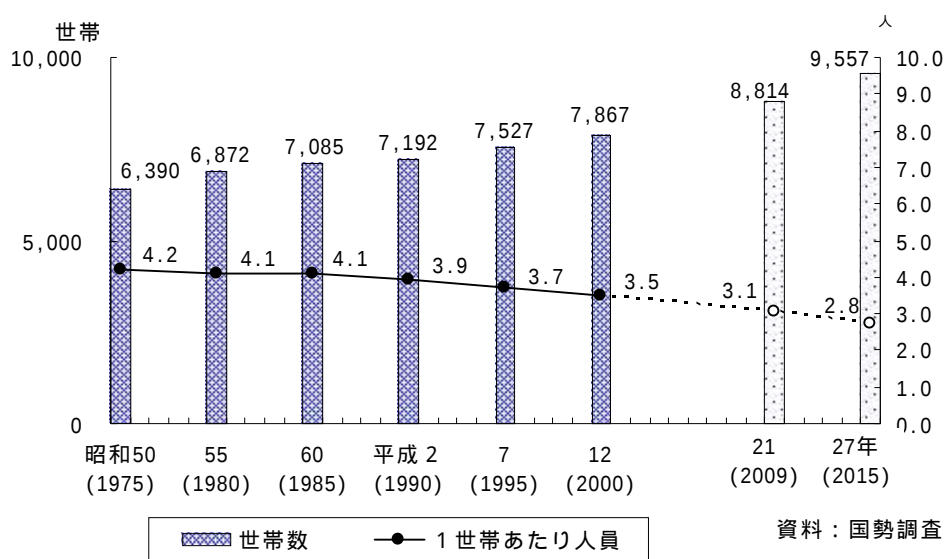
最終実績値は年齢不詳人口を除く。

## 2 世帯

### 2 - 1 予測

平成 12(2000)年の世帯数は 7,867 世帯で、1 世帯あたり人員は 3.5 人です。昭和 50(1975)年以降をみると、世帯数が増加する一方、1 世帯あたり人員は減少してきています。このままの傾向が続くとなると本計画当初の目標年度、平成 27(2015)年の世帯数は 9,557 世帯、1 世帯あたり人員は 2.8 人と予測されます。

世帯と 1 世帯あたり人員の推移と推計



### 2 - 2 目標

平成 27(2015)年の目標人口 27,000 人の場合の世帯数を、9,642 世帯(2.8 人 / 世帯)と設定し、若者の職場づくりや子育て支援、住宅対策施策の充実などを図ります。

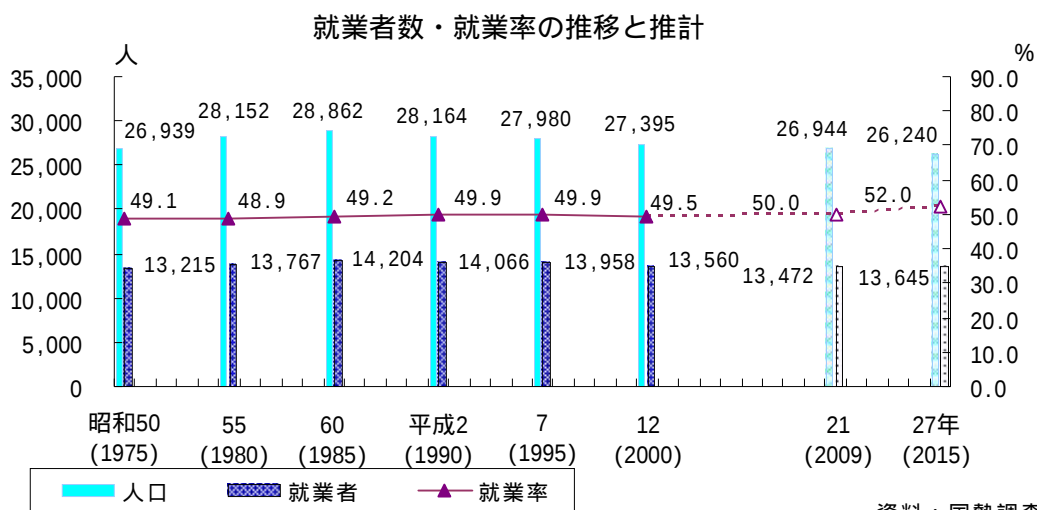
世帯数の目標

| 年度<br>世帯  | 最終実績値        | 推計値          | 目標値          |
|-----------|--------------|--------------|--------------|
|           | 平成 12(2000)年 | 平成 27(2015)年 | 平成 27(2015)年 |
| 世 帯 数     | 7,867 世帯     | 9,557 世帯     | 9,642 世帯     |
| 1 世帯あたり人員 | 3.5 人        | 2.8 人        | 2.8 人        |

### 3 就業人口

#### 3 - 1 予測

平成 12(2000)年の就業者数は 13,551 人で、就業率は 49.5%です。この傾向が続く  
とすると、本計画当初の目標年度の平成 27(2015)年の就業者数は 13,645 人、就業率  
は 52.0%と予測されます。



#### 3 - 2 目標

平成 27(2015)年の目標人口を 27,000 人としたときの就業者数を 14,040 人と設定し、  
地域に内在するニーズを捉えた産業振興を図りながら若者や女性などの雇用の確  
保を図ります。

就業者数の目標

|       | 最終実績値        | 推計値          | 目標値          |
|-------|--------------|--------------|--------------|
|       | 平成 12(2000)年 | 平成 27(2015)年 | 平成 27(2015)年 |
| 人 口   | 27,395 人     | 26,240 人     | 27,000 人     |
| 就 業 率 | 49.5%        | 52.0%        | 52.0%        |
| 就業者数  | 13,551 人     | 13,645 人     | 14,040 人     |
| 自 町   | 6,389 人      | 4,366 人      | 4,493 人      |
| 町 外   | 7,162 人      | 9,279 人      | 9,547 人      |
| 1 次産業 | 1,783 人      | 1,117 人      | 1,149 人      |
| 2 次産業 | 4,160 人      | 4,498 人      | 4,629 人      |
| 3 次産業 | 7,608 人      | 8,030 人      | 8,262 人      |

\* 最小二乗法による回帰予測を用いて算出した就業者数割合を、目標人口にかけて算出した。

## 第4章 新町建設の基本方針

### 1 まちづくりの基本理念

グローバル社会の到来、人口減少と少子・高齢社会への移行、世界的な産業構造の再編と高度情報化の進行、居住地選択の広域化、多様化・高度化する住民活動、財政の悪化と地方分権による地域自立の要請など、今、時代は大きな転換期を迎えています。

この新しい時代に立ち向かい、力をあわせて新たな時代にふさわしい魅力のある地域生活と地域社会、活力のある地域産業と効果的・効率的な行政組織を確立するためには、より多くの町民が知恵と力を出し合ってまちづくりに参画し、2町がこれまで各分野で培ってきた経験を持ち寄り、町民と行政が対等なパートナーシップ（協力関係）のもとに協力（協働）して積極的なまちづくりを進め、この地に暮らす一人ひとりの夢が実現され将来にわたって心豊かに、安心して暮らし続けられるよう、新町の実現を図ります。

この新たな時代を切り開くまちづくりの基本理念を、「一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり～まちが人を支え、人がまちを支える～」とし、新町のまちづくりを進めます。

### 2 新町の将来像

まちづくりの基本理念「一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり～まちが人を支え、人がまちを支える～」を受け、行政とのパートナーシップのもとに、一人ひとりが自分の未来を描くまちづくりを共に進めます。

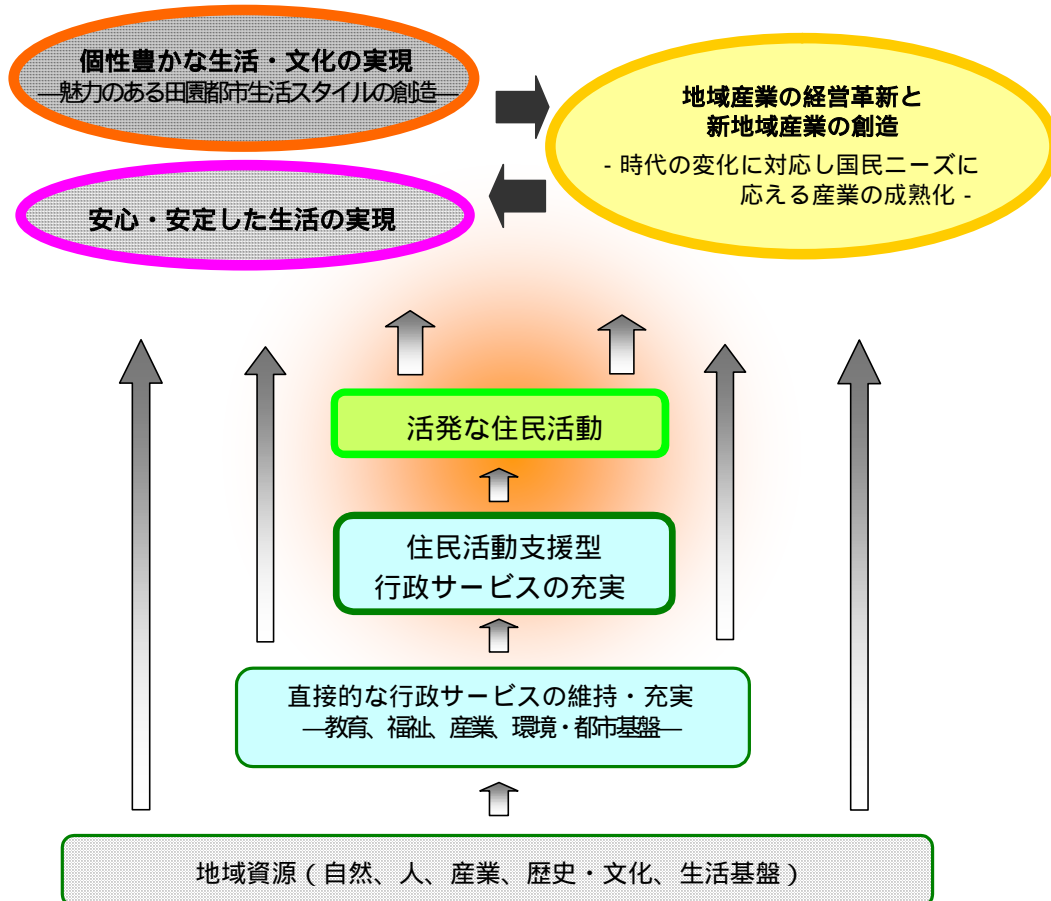
人つどい、共に築く、  
幸せと豊かさを実感できる町 みさとまち 美里町

新町のまちづくりにおける大切な視点は「人づくり」「地域づくり」です。

また、まちづくりの姿勢としては「住民一人ひとりの力」が大きな人の和、人の輪となり町民の思いを一つにして「まちづくり」に活かしていく前向きな姿勢をすべての町民が共通認識とし、大切である旨を確認してきました。

さらに、合併により誕生する新町において、町民一人ひとりが求める「幸せ」「豊かさ」を実感できるまちを実現したいという思いを込めて上記の「将来像」をとりまとめたものです。

人つどい、共に築く、  
幸せと豊かさを実感できる町 みさとまち 美里町



### 3 まちづくりの基本方向

新町の将来像の実現に向けて、次の3つの柱で新町のまちづくりを進めます。

#### (1) 個性豊かな生活・文化の実現

一人ひとりが持つさまざまな夢の実現に向けて、力を養い、その力を存分に発揮できる環境整備と、一人ひとりの力が支えあい、そして和となり、より大きな力となってまちづくりを進める地域を目指します。

#### (2) 安心・安定した生活の実現

豊かな自然との調和・共存を図りながら、快適で利便性の高いまちづくりを進めるとともに、子どもから高齢者まで、地域に暮らす誰もが安心・安定した生活を享受できる地域を目指します。

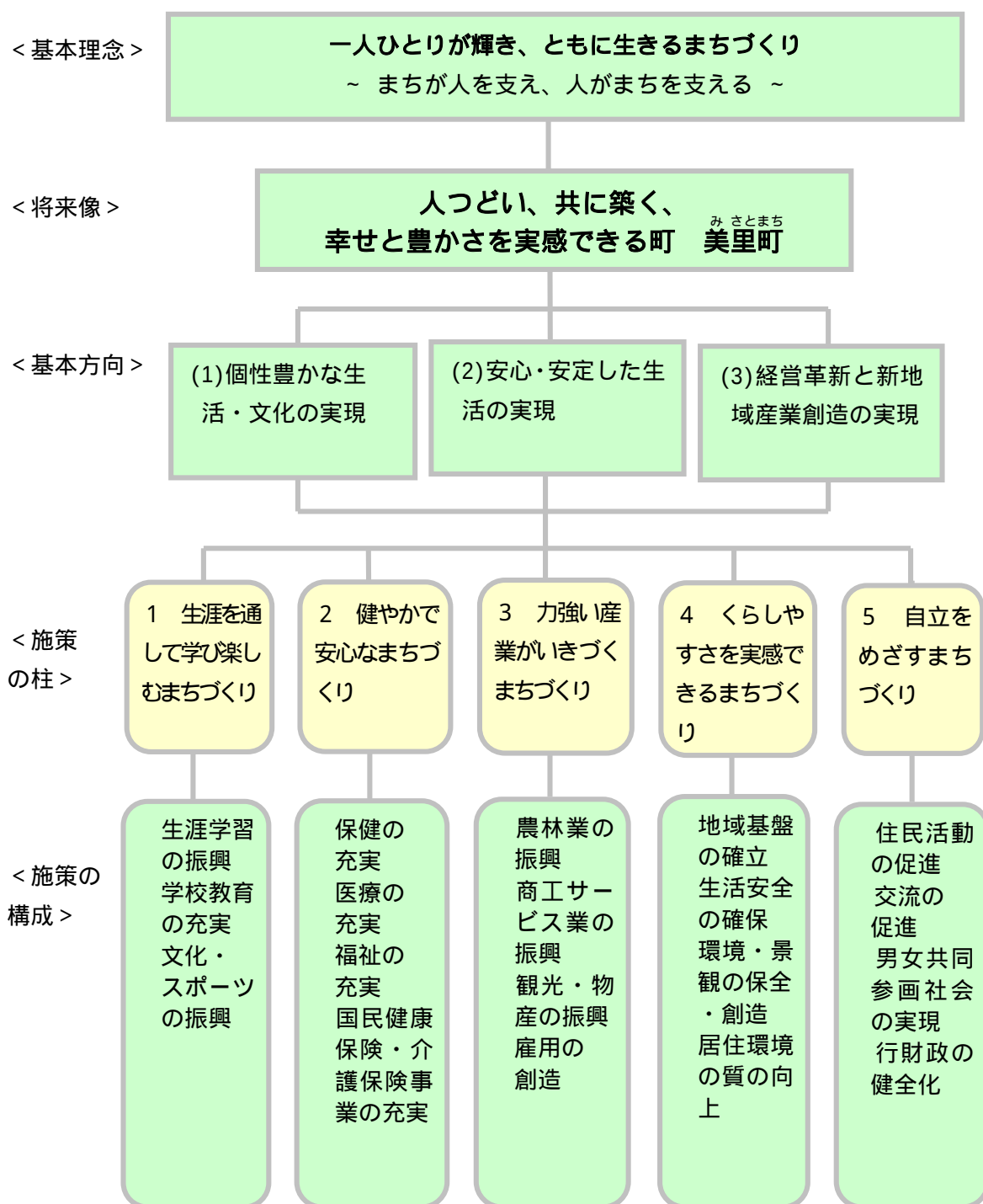
#### (3) 産業の成熟化（地域産業の経営革新と新地域産業創造）の実現

先人が培ってきた地域資源を活用するとともに、一人ひとりの「やる気」と「意欲」が成果につながる条件整備に取り組み、地域の基幹産業である農業を始めとして、地域の産業が成熟化時代の中で、活力ある発展を遂げる地域を目指します。

## 4 新町の基本施策

新町の将来像の実現に向けた、新町の施策を次のとおりとします。

施策体系図



## 5 施策の大綱

### 5 - 1 生涯を通して学び楽しむまちづくり（教育・文化）

次代を担う創造力と活力にあふれた子どもの育成が求められるとともに、喜びと感動に満ちた生活の実現に向けた文化・スポーツの取り組みや、時代に対応した職業能力の獲得、まちづくりのための知識の習得などが求められています。

子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人が、生涯を通して学び、文化やスポーツを楽しむ「生涯を通して学び楽しむまちづくり」を目指し、生涯学習の総合的な推進体制の整備、就学前教育や学校教育、社会教育の充実を進めるとともに、文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

#### (1) 生涯学習の振興

町民が生涯にわたり心豊かに、そして、生きがいをもって生活できるまちを目指します。その実現に向けては、関連機関・団体などとの連携を図り、各部門で総合的に生涯学習振興の施策を展開し、学習機会の提供と自主的な学習活動への支援を通して、いつでも、どこでも、だれでも楽しく学べる教育環境の整備を図ります。

また、生涯学習の拠点として公民館、近代文学館（図書館）、文化会館などの社会教育施設の充実と活用が大切であり、各施設の機能の向上および関係施設のネットワーク化などを図りながら、町民のコミュニティ活動と地域づくりの活性化を推進します。

さらに、ライフステージの学習ニーズに応じた多様な学習やより豊かで活力と魅力あふれる地域形成の学習機会を充実するとともに、学習情報の提供・生涯学習指導者の発掘・自主学習グループの育成支援など社会教育の充実を図ります。

#### (2) 学校教育の充実

就学前教育については、人づくりの基礎的時期であることを重視し、子育て家庭への学習情報や体験・交流機会の提供、保育所と連携した各幼稚園施設・体制の強化による幼児教育などの充実を図ります。

学校教育については、全ての子どもが持てる力と可能性を大きく伸ばせる教育を目指します。その実現に向けて興味をかきたてる授業や分かりやすい授業など教育課程の充実、小中学校の適正規模・適正配置と環境整備、学校運営の充実を進めるとともに、総合学習時間などを活用した体験学習や交流活動等を通じて、生きる力や誇り、国際性、社会性、自主性をもつ人間性豊かな児童・生徒を育む学校教育の充実を図ります。

また、地域の実情に即し、特色のある専門教育機関の誘致を検討します。

#### (3) 文化・スポーツの振興

多様な芸術・文化活動と創造性豊かな文化の香り高いまちをめざし、文化会館を拠点として各地域の活動と連携を図り文化活動の活性化を図るとともに、多くの町民が気軽に参加できるフェスティバル（イベント）の開催や、地域文化活動の育

成・支援、優れた芸術の鑑賞機会の提供などに取り組みます。

また、地域の財産である文化的遺産の保存・継承に向けて、計画的に調査・記録・保全を図るとともに、郷土芸能などの継承と後継者育成を支援します。

健康増進と体力の向上に向け、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる生涯スポーツや競技スポーツの実践及び学校等と連携を図り、青少年のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

さらに、スポーツ指導者の確保や体育協会・各種スポーツ団体の育成を図るとともに、社会体育施設の機能充実を図り、町民がスポーツ・レクリエーションに親しむ活動機会を推進します。地域の自然を活用したアウトドアスポーツの振興を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも楽しめる総合地域型スポーツクラブ設立等の支援を図ります。

## 5 - 2 健やかで安心なまちづくり（保健・医療・福祉）

少子化が進み、老年人口が23%を超える高齢社会を迎えています。こうした中で、町民一人ひとりが自立しながら互いに支え合い、住み慣れた地域でそれぞれの夢を実現し、まちづくりに参画していくためには、安心して暮らせることが大切であり、生涯を通じた健康づくりや医療体制の充実と地域福祉社会づくりが求められています。

すべての町民が健やかに安心して生活ができる「健やかで安心なまちづくり」を目指し、共に支えあう地域福祉活動の推進、町民の健康づくりや地域医療の充実、子育て支援や高齢者や障害者への福祉サービス、介護保険サービスの充実、母子・父子家庭などへの支援、国民健康保険・介護保険制度の充実などを図ります。

### (1) 保健・医療・福祉の総合的な推進

保健・医療・福祉の各拠点施設やサービスの連携を強化し、産業や社会教育・体育、住宅などの各部門とも協力しながら、町民や事業者とともに地域保健・医療・福祉活動の充実を図り、町民がお互いに支え合いながら、地域で楽しく、健康で、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

### (2) 保健・医療の充実

食生活改善や健康増進活動、寝たきり・認知症（旧名称：痴呆）予防の取り組み、健康診査の受診率の向上、健康管理システムによる個別指導の充実などに取り組むとともに、「かかりつけ医」による初期医療の充実、公立病院の充実と民間医療機関との連携強化、救急医療体制の強化などを図ります。

### (3) 福祉の充実

地域助け合いやボランティア活動、NPO活動など、地域福祉活動を促進し、互いに支えあう感動のある福祉のまちづくりを進めるとともに、子育て相談・交流の場の充実、保育所・幼稚園の適正配置と保育内容の充実、身近な遊び場や放課後児童対策の充実、男性や地域社会の子育てへの参加、中高生対策など、次世代育成の観点にたった児童福祉の充実を図ります。

また、生きがいづくりや介護予防・生活支援サービス、介護保険サービスなど高齢者福祉の充実、障害者の社会参加の促進と障害者福祉の充実を図るとともに、母子・父子家庭や低所得者、勤労者への福祉の充実を図ります。

#### (4) 国民健康保険・介護保険制度の充実

子どもの時からの生活習慣病予防や介護予防などの健康づくりを推進し、国民健康保険制度の充実を図ります。

また、介護保険サービスの拡充を図るとともに、介護予防や認知症予防などの取り組み、在宅介護体制の強化など、介護給付の適正化を図り、介護保険制度の充実を図ります。

### 5 - 3 力強い産業がいきづつまちづくり（産業・雇用）

農林畜産物の価格低迷と工場の海外進出、長引く不況など厳しい経済環境が続く一方、IT\*革命の進行と技術革新の進展、中高年消費の拡大、環境・時間消費（良好な環境のなかでゆっくりと時間を過ごす活動）の拡大、健康投資やこだわり消費、文化志向などの発展要因も生まれてきており、この大きな環境変化に対応した地域産業の再構築が求められています。

町民が誇りをもって働くことができる「力強い産業がいきづつまちづくり」を目指し、一人ひとりが持てる力を発揮し、創意と努力を成果に結びつけられる環境づくりを進め、農林業、商工サービス業、観光・物産の振興を図るとともに、新たな地域産業の創出を支援し、雇用の確保を図ります。

#### (1) 農林業の振興

守りの農業から攻めの農業に向けて、意欲ある担い手の育成・確保と地域農業の核となる農業生産組織の確保、森林や農地の環境保全と生産基盤の整備、米や野菜、花きなどの安全で良質なブランド農林産物の生産と産地イメージの形成など、農林業生産の振興を図ります。

さらに、米や畜産製品などの加工特産品の開発と販売、地産地消の取り組みと消費者との提携、果樹や花き等の観光農業などの、高付加価値化を促進します。

#### (2) 商工サービス業の振興

農林業との連携を強化し、魅力的な地域商品やサービスの開発による集客力のある魅力的・個性的な店づくりの促進、個性的なイベントなどによる商店街の活性化、「結の郷おんべこ」や「花野果市場」等農産物直売所の充実などを図ります。

また、既存企業の経営革新（新商品・技術開発など）の支援、バイオ産業や地域情報産業の育成、保健・医療・福祉サービス産業などの振興、企業誘致体制の充実、起業精神の熟成、起業支援体制の整備などを図ります。

---

\*IT：【Information Technology】情報通信技術。

### (3) 観光・物産の振興

人々の健康志向や文化志向に対応した、でんえん土田畑村などのソフト事業の充実を図るとともに、農林業や農産物加工などの体験型観光の推進、飲食と買い物の魅力づくり、桜まつりや田園フェスティバル、おんべこ祭などのイベント・祭りの充実など、観光の振興を図ります。

また、観光と結びついた地場産品の開発を促進します。

### (4) 雇用の創造

新規就農者の育成・受け入れ体制の充実、既存企業の新商品開発や新規事業進出への支援、保健・医療・福祉サービス産業などの雇用拡大、若者・女性・高齢者やU・J・Iターン者などへの起業支援、福祉や文化・教育などのNPOの立ち上げ支援など雇用創造の積極的な取り組みを促進します。

## 5 - 4 くらしやすさを実感できるまちづくり（基盤・環境）

---

利便性が高く交流の活発な、快適で安全な暮らしの確保とともに、美しい自然と環境のもとでのうまい生活など「生活の質」を高めていくことへの期待は大きく、町民一人ひとりがそれぞれのニーズを満足することが求められています。

美しい自然の中で快適に生活できる「くらしやすさを実感できるまちづくり」を目指し、市街地の計画的な整備、幹線道路網や生活道路網の整備、鉄道やバス交通の維持・充実、地域情報機能の充実などを図るとともに、自然環境・景観の保全・創造と環境衛生や公害防止、住宅地の開発・整備や公園・地域性緑地・広場の整備、上下水道の整備などを進めます。また、くらしの安全・安心を確保するために消防・救急体制の充実や防災対策、交通安全・防犯対策を進めます。

### (1) 地域基盤の整備

新市街地の計画的な開発や企業立地、既成市街地の計画的な整備などを進めるとともに、三陸縦貫自動車道・東北自動車道へのアクセス道路となる国道・県道などの整備促進、安全で快適な生活道路づくり、新町の玄関口となる小牛田駅の自由通路や町民駐車場などの整備、鹿島台駅東口駐車場の維持、鉄道の増便や車両増設、仙台駅や仙台空港へのシャトル列車便の運行、バス交通の維持・確保と町民バスの整備、高度情報網や防災行政無線の整備、地域エネルギーの活用などを促進します。

### (2) 生活安全の確保

消防・救急体制の充実・強化を図るとともに、宮城県沖地震や水害に備えた防災対策の推進や防災行政無線の整備、交通弱者の安全確保に重点を置いた交通安全対策の充実を図ります。

また、町民、地域、行政が一体となった地域の防犯活動の推進など、安全で安心できる暮らしの実現に努めます。

(3) 環境・景観の保全・整備

鳴瀬川や江合川など地域を潤す水辺の自然の保全、町民や訪れる人々が自然に学び親しみ、心身のリフレッシュを図る場と機会の整備を図るとともに、自然景観の保全と市街地景観の整備に努めます。

また、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備による公共用水域の水質の保全や環境美化活動、ごみの減量化・再資源化や適切な処理、し尿収集処理体制の再編、温室効果ガスの排出抑制やフロンガスの回収等による地球環境保全の取り組みなどを進めます。

(4) 居住環境の整備

小牛田駅東部土地区画整理事業の推進などによる住宅地の確保や全ての世代に配慮した住環境整備の促進、老朽公営住宅の建て替え、都市公園や身近な公園・緑地・広場の整備・充実、うるおいのある河川環境の整備、環境美化活動の推進、内水排除対策の充実などを図ります。

また、水源の確保と水道事業の健全化、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の効率的かつ計画的な整備を図ります。

## 5 - 5 自立をめざすまちづくり（住民活動と行財政）

---

少子・高齢化の進行と厳しい財政状況のもとで、自立・自治に向けて行財政改革の推進とともに、地域産業の振興と成熟時代にふさわしい魅力的なまちづくりが求められています。こうした中で一人ひとりが夢を実現し、さらには、まちづくりへの参加の輪を広げていくことが大切であり、町民と行政が連携したまちづくり活動の推進や男女共同参画社会の取り組み、国際交流・地域間交流などを充実する必要があります。

町民と行政がお互いに認め合い、共に創る「町民参画のまちづくり」を目指し、情報公開と町政への町民参画、地域ごとのまちづくりの活性化、地域コミュニティ活動やボランティア活動などの活発化、男女共同参画の推進、地域間交流や国際交流・国際貢献などの取り組みの充実を図ります。

(1) 町民活動の促進

行政情報の公開、広報誌とホームページの充実、町民との意見交換の場づくり、各種計画立案への町民参画、地域ごとのまちづくり活動や地域コミュニティ活動、まちづくりグループ活動、ボランティア活動への支援、女性や若者、子どもたちのまちづくり活動や各種委員会への参画などを促進します。

(2) 交流の促進

人材育成基金を設置し、姉妹提携を行う国内外の自治体との交流や国際平和の推進を図るとともに、都市農村交流など各種団体・異分野間の交流など民間交流の活発化を図ります。

(3) 男女共同参画社会の実現

男女の固定的な役割分担意識の是正など啓発活動の充実等を図るとともに、女性の社会参画を支援する家庭環境の改善・理解への啓発、女性による組織団体相互の連携強化、啓発・学習機会の充実などを図ります。

(4) 行財政の健全化

行政改革推進委員会と行政評価委員会を設置し、行政組織・機構の見直しと庁内連携の強化、職員の政策形成能力や専門的技術力の向上、行政情報化の推進に努めるとともに、公共事業施行や施設の管理・運営に P F I \* 方式や民間委託、住民管理の手法を導入し、町民から信頼される効果的・効率的な行政運営を図ります。

また、若者定住の促進や地域産業の経営革新や起業化・企業誘致などによる自主財源の確保、国や県の補助制度の有効的な活用、行財政の効率化、償還に見合う合併特例債の利用などにより、財政の健全化を図ります。

---

\* P F I : [ private finance initiative、プライベート-ファイナンス-イニシアチブ ] 社会資本の整備・運営に、民間資本や経営ノウハウを導入して、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。平成 11 ( 1999 ) 年に P F I 推進法 ( 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 ) 制定。

## 6 土地利用方針

土地利用を次のとおり区分し、国土利用計画や都市計画、農業振興計画など土地利用に関係する計画の総合的な調整を図り、計画的な土地利用を行います。

### (1) 河川ゾーンの保全

江合川・鳴瀬川やその支流などの水辺景観や環境、防災機能の保全と向上を図るとともに、体験学習やレクリエーション利用の充実を図ります。

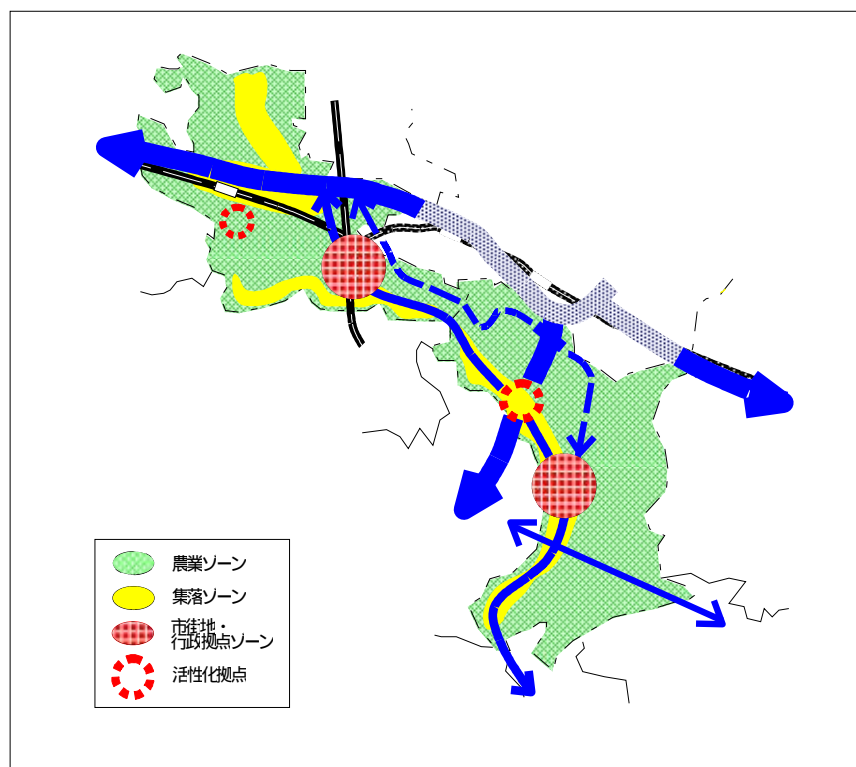
### (2) 農業ゾーンの維持

米や野菜、花きや果樹、畜産などの振興を図るとともに、自然・田園環境の保全と集落環境の整備、南郷地域の定住拠点の整備、観光との連携強化などを図ります。

### (3) 居住ゾーンの整備

小牛田駅周辺では、行政・文化・福祉・商業機能の充実、防災機能の向上と住環境の整備、小牛田駅東部土地区画整理事業の推進などを図ります。また、新町の一体的で健全な発展を図るため、都市計画マスタープランを策定し、土地利用の適切な誘導及び都市施設の計画的な整備を進めます。

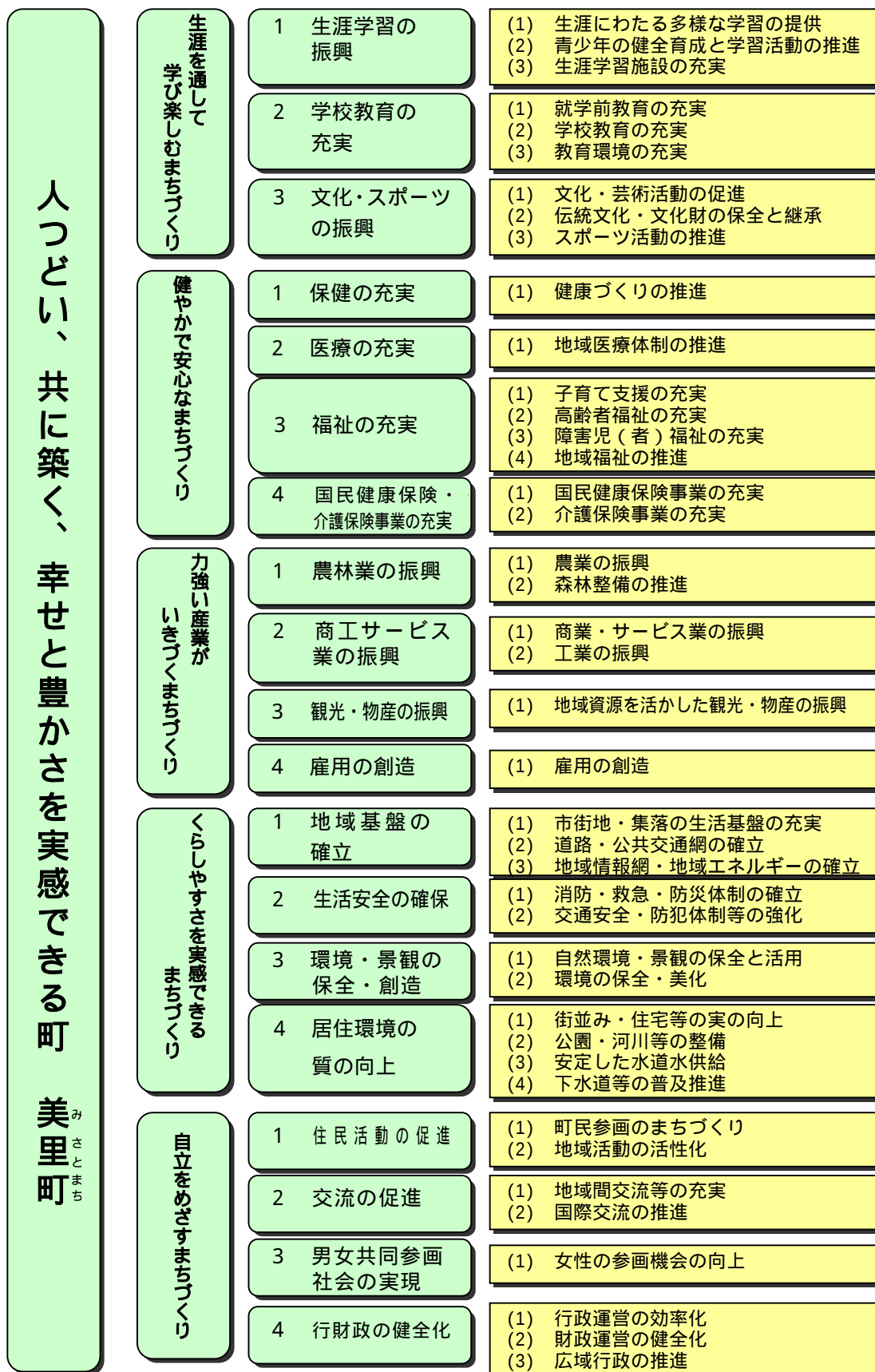
土地利用基本構想図



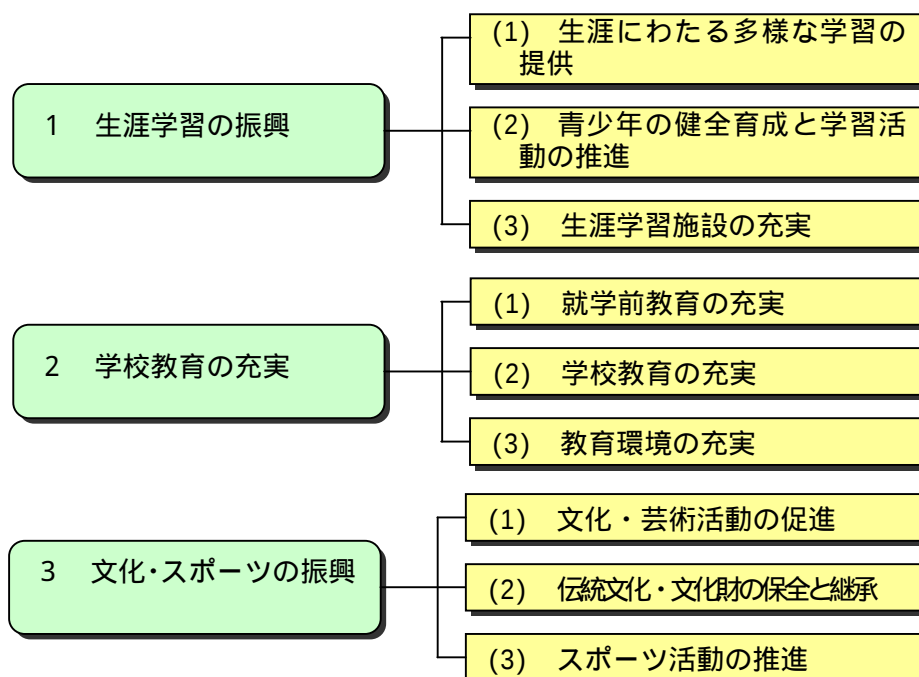
# 新町建設計画

## 第5章 新町の展開

### ○施策の体系



## 1 生涯を通して学び楽しむまちづくり（教育・文化）



### 【現状と課題】

今日の社会情勢は、少子・高齢化、環境問題、国際化、高度情報化の進展など急激に変化し大きな転換期を迎えているため、あらゆる分野において町民の学習活動に対するニーズを的確にとらえ、多様な学習を提供することが求められています。それぞれのライフスタイルに合わせて学ぶことにより新たな可能性を見だし、自己の実現を図り真に豊かで充実した人生を送ることができるよう学習機会の提供に努め、家庭教育・学校教育・社会教育の有機的連携を図りながら生涯学習の振興に取り組んできました。こうした中で学習ニーズの多様化・高度化に対応していくため、「いつでも、どこでも、だれでも」学べる支援の強化に努め、町民の生きがいづくりや人と人のつながりから地域コミュニティの活性化を図り、より豊かで魅力あふれるまちづくりが求められています。

学校教育については、本地域には本計画の当初において幼稚園7園、小学校7校、中学校3校があり、平成14年度からの学校週5日制や新学習指導要領の実施など、教育を取り巻く環境の変化に対応し、特色ある学校づくりや分かる授業の実施、主体性と社会性を養う体験学習の推進、心の教育の充実、国際理解教育や情報教育の推進、家庭教育の充実に取り組んできました。

しかし、学ぶ意欲の低下や本を読まない子どもの増加、体力や社会性の低下や園児・児童・生徒数の減少などの状況にあるため、学習指導の充実や適切な学級編成の検討が必要となるとともに、宮城県北部連続地震では一部の校舎が被害を受けるなどの問題がみられ、今後の地震に備えた校舎の耐震化などが課題です。

文化・スポーツの振興については、優れた芸術文化に身近に触れる機会や地域の伝統芸能等を継承しながら地域づくりに活かしていく取り組みが求められています。ま

た、健康増進や体力づくりのためスポーツに親しむ機会が増えており、指導者に関する情報提供や関係団体との連携強化や環境整備が課題です。

## 【基本方針】

新町の生涯学習の振興については、未来を望み、ともに支え合いながら主体的に生きる心豊かな人づくりと活力あふれるふるさとづくりの担い手育成に向けて、「生涯学習振興計画」「新町教育ビジョン」「スポーツ振興計画」を策定し、その実現を通して「生涯を通して学び楽しむまちづくり」を目指します。

人づくりや地域づくりの視点からも「町民の豊かな生涯の実現」と「活気あふれるまちづくり」を目指した学習活動の支援が大切であるため、多様化する学習ニーズに応じた生涯学習の振興を体系的に図るとともに、町民と行政との協働で活動機会の環境づくりを推進します。

学校教育については、人間尊重の精神に立ち、心豊かな人間性の育成のため、各学校では良好な施設環境のもとで、創意工夫を凝らして子どもたちの充実した学校生活の実現に努めます。

あわせて、生きる力を育む基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を通して、「自ら進んで学習や生活にたくましく取り組むチャレンジ精神」、「広い心を持ち、人との支え合いを大切に作る和の精神」、「豊かな教養とやる気にみちた意欲的・創造的な力」を培うことを目指します。

文化・スポーツの振興については、芸術や文化を提供することは、生活に潤いと豊かさを与えることから、文化施設や図書施設などの整備充実を図り、多様な芸術の提供と文化団体などの活動と人材育成を支援します。

地域の文化財及び伝統芸能などについては、郷土の貴重な財産であるため保存・活用を図り、継承と後継者の育成に努めます。

また、核家族化・少子化の進展や地域連帯意識の希薄化の中で、青少年の異年齢・世代間交流などの減少が懸念される状況にあります。このことから、家庭・学校・地域と連携し、社会性、創造性を養う体験学習や交流機会の充実を図り、新町の将来を担う青少年の健全育成と学習活動の推進を図ります。さらに、あらゆる年齢層の町民が健康増進などに欠かせないスポーツ・レクリエーションなどの施設の整備及び活動機会の充実を図ります。

## 【基本施策】

### 1 - 1 生涯学習の振興

#### (1) 生涯にわたる多様な学習の提供

町民一人ひとりがライフスタイルに合わせて新たな可能性を見いだすとともに、自己実現や、真に豊かで充実した潤いのある生活が送ることができるようあらゆる分野にわたる生涯学習の振興を図ります。

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる時期であるため家庭教育などの学習を促進します。

青少年期は、心身ともに成長し運動能力の発達や、基礎的な知識・技能などを身につける時期であり、学校教育だけでなく家庭や地域での学校外活動などの学習を提供します。

成人期は職業や社会人としての責任、結婚、子どもの教育など生活設計などを確立する学習を提供します。

高齢期については、生きがいのある自立した生活を送るため各種の学習や知識と経験を生かせる社会参加などの学習を提供します。

このことにより、生涯のそれぞれのライフステージや社会情勢の変化の課題に応じた多様化・高度化する学習ニーズに応じていくため総合的に生涯学習振興の施策を展開するとともに、関係機関・団体と連携し基盤整備の強化と支援体制の確立を図ります。

## (2) 青少年の健全育成と学習活動の推進

青少年が心豊かで心身ともたくましい創造力を育み、地域でいきいきと活躍するまちを目指し、教育、福祉、産業、コミュニティなどの関係機関が連携して学習活動を推進します。また、社会性・自主性をもった学習意欲などを育て自然体験・社会体験などの機会の充実や伝統行事、スポーツ少年団・ボランティア活動への参加を促進します。

さらに、異世代の交流機会の充実、青少年のホームページづくりや地域での役割づくりとまちづくり活動への参画促進、子ども議会の開催、ジュニアリーダー等青少年リーダーの育成、子ども会育成会などの地域の青少年育成に係わる団体の指導者の確保及び育成の支援に努めてまいります。

鳴瀬川・江合川など地域の豊かな自然の恵みの中で、水辺公園・野外活動施設（でんえん土田畑村）などで野外活動・宿泊体験などを通じて創造性を養う学習活動の場を利用し、次世代を担う青少年の健全育成に努めます。

## (3) 生涯学習施設の充実

町民の文化活動の拠点である文化施設については、一層充実に努めるとともに、整備に努めます。

また、読書に親しむ学習の支援を推進するため、20万冊図書館構想により、図書館及び公共施設などの整備を図るとともに、各地域の既設図書施設の充実と情報の連携化を図ります。

さらに、図書館機能については、インターネットにより国・県・県内市町の図書館とネットワーク化が図られていることから蔵書検索や貸出予約などについて、一層の利便性の向上を図ります。

公民館については、各地域において町民の身近な生涯学習・文化活動の場を利用されることから、学習機会・情報などの共有化を図るとともに公民館施設の整備及び充実し、自主的グループの学習活動及び運営に対して一層の活性化に向けて支援をします。

青少年の居場所づくりについては、学校週5日制に伴い子ども達が学校や公民館などで、安全で安心して活動できる環境を整備し、放課後や週末の時間を利用して異年齢・世代間の地域交流活動を充実します。

## 1 - 2 学校教育の充実

### (1) 就学前教育の充実

少子化が深刻に進行する中で、新町を郷土として生まれてきた子ども達の健やかな育成と子育ての支援施策を講じる必要があります。

幼児教育の中核である幼稚園と保育所は、3年保育、預かり保育、延長保育などその持てる能力を十分に発揮するとともに、未就園児とその親に対する子育て支援センターの役割も大きく、その充実を図ります。

なお、幼稚園と保育所の持つ役割に対し住民ニーズは二極分化から総合的な子育て支援機能へと変化しつつあり、こうした状況に対処するため、幼保一元化の実現に向けた取り組みを行います。

また、小学校へのスムーズな就学を図るため幼・保・小の連携を図ります。

### (2) 学校教育の充実

学校教育の充実は、直接の担い手である教員に負うところが大きいところから、指導主事等を配置し、教員の資質能力の向上を図るとともに、児童・生徒には少人数学級の編制により、生活実感に根ざした興味をかきたてる授業や分かる授業の実施、子ども達一人ひとりの個性を重視した教育の推進、基礎学力の確保・向上に努めるとともに、社会生活の基盤となる心の教育の充実を図ります。

また、地域に開かれた学校づくりを推進し、町民講師の参加などを得ながら、総合学習の時間などを活用した体験学習やクラブ活動、読書教育の充実などを通じて、国際性や社会性、自立意識を持ち、健康で人間性豊かな、明日の地域を担う町民を育てる教育の推進を図ります。

さらに、特色ある魅力的な学校づくりを推進するとともに、教育の効果が期待できる学校環境を目指し、適正規模・適正配置や通学区の検討を行うとともに、国際化に対応する小学校からの英語教育、小・中の連携や高校との交流活動などの実現を目指します。

### (3) 教育環境の充実

学校施設の耐震化と老朽化した施設・設備の計画的な大規模改修と併せて障害を持っている子どもでも生活できるようなバリアフリー化を進めることにより、障害に対する理解を深め、心のバリアフリー化を図ると共に情報教育の機器の整備や図書室の充実等も計画的に進めます。

学校給食については、地産地消を通じた地域農業への理解と食育教育の充実につながる給食施設の整備を目指します。

幼児教育の中核施設の幼稚園・保育所については、就学前教育のより良いあり方を検討のうえ一元化施設の整備に努めます。

専門学校等の誘致によってふるさとを離れなくても学べる場の確保に努めるとともに、高等教育を受けようとする学生の就学支援のため、奨学金貸与事業を行います。

## 1 - 3 文化・スポーツの振興

### (1) 文化・芸術活動の促進

町民が多様な文化・芸術を楽しめるよう、文化活動施設と各地域の文化活動と連携を図り、優れた文化・芸術に触れる機会や創作活動の奨励や多くの町民が気軽に参加できる文化フェスティバルの開催などを推進します。

また、町民ギャラリーなどの文化施設での企画展示及び作品展示を実施するとともに、文化活動の発表機会の充実と地域文化活動の育成と支援に努めます。

### (2) 伝統文化・文化財の保存と継承

国指定の重要文化財である山前遺跡の保護及び貴重な文化財を計画的に調査・記録・保存し、後世に伝えるべく各種文化財を積極的に指定し保護思想の普及・啓発を図るとともに、学習の地域素材として生かします。

また、郷土の素晴らしい歴史文化遺産の継承や郷土芸能、伝統芸能、伝統行事などの伝承と後継者の育成を支援します。

### (3) スポーツ活動の推進

スポーツ活動は、町民の健康の増進に欠かすことができないことから、生涯にわたるスポーツ活動の意識高揚を図るとともに、あらゆる年齢層が気軽に楽しくスポーツやレクリエーションができるよう、多様なプログラムの提供や競技スポーツの実践によるスポーツの振興を図ります。

また、学校との連携及び親子や地域住民などの交流によりスポーツを通して青少年の健全育成に努めます。

さらに、地域住民が子どもから高齢者までそれぞれの年齢や体力・目的に応じて複数の種目の中から自分にあったスポーツを選択し、町民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」楽しめるよう自主的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」設立などの支援をします。

社会体育施設については、既存の体育施設の一層充実を図るとともに、地域の豊かな自然の活用や住民のニーズを把握し、スポーツ振興の視点から必要な施設の整備を図るとともに、学校体育施設を積極的に開放しスポーツ活動の推進を図ります。

また、体育協会や各種スポーツ団体と連携し指導者の確保と育成の支援や近隣市町とのスポーツによる交流も継続し、自然などを活用したウォーキングやサイクリングなどのアウトドアスポーツの振興を図ります。

【主な事業】

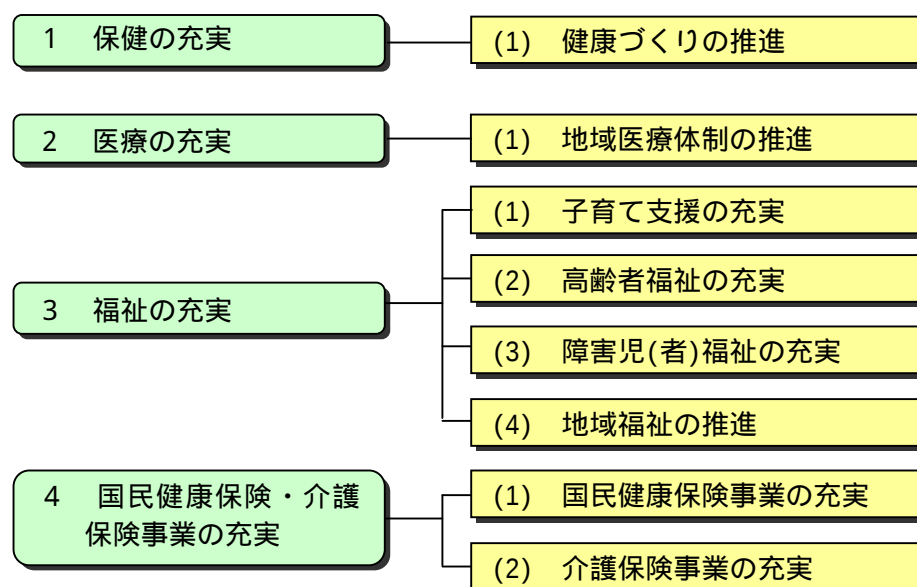
| 施策の柱             |              |                      | 主な事業                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------|--------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学び楽しむまちづくりー教育・文化 | 1<br>生涯学習の振興 | (1) 生涯にわたる多様な学習の提供   | 生涯学習振興計画策定<br>地域コミュニティ・地域活性化支援事業<br>生涯学習指導者・ボランティア講師発掘及び支援事業<br>生涯学習相談・情報提供事業<br>国際交流フェスタ事業<br>生涯学習フェスティバル事業<br>ライフステージに応じた多様な学習提供事業<br>生涯学習振興推進体制の基盤確立(生涯学習振興本部設置)                                                       |
|                  |              | (2) 青少年の健全育成と学習活動の推進 | 創造性豊かな体験(社会・自然体験)事業・情報提供事業<br>地域伝統文化活動の推進事業<br>国際理解・国際交流事業<br>学校教育と社会教育との連携・融合事業(学社融合)<br>家庭教育支援事業<br>週末活動(学校週5日制)支援事業<br>青少年健全育成団体支援・指導者確保事業                                                                             |
|                  |              | (3) 生涯学習施設の充実        | 20万冊図書館構想推進の施設整備事業<br>子ども図書・資料ホームページ及び図書予約・検索・貸出図書館情報ネットワーク整備事業<br>青少年の居場所づくり事業<br>公民館及び文化会館等の社会教育施設の整備・充実                                                                                                                |
|                  | 2<br>学校教育の充実 | (1) 就学前教育の充実         | 幼稚園教育の充実(3歳児保育、預かり保育等)<br>幼保一元化構想の推進                                                                                                                                                                                      |
|                  |              | (2) 学校教育の充実          | 新町教育ビジョン(学校教育)推進事業<br>・適正な学級編制(少人数教育への取り組み)<br>・個を生かす教育支援体制づくり<br>(TT指導*、少人数学級指導、教員補助者の配置、ALT*等)<br>学習指導強化事業<br>・指導主事等の配置<br>・教員研修体制の確立<br>総合的な学習、体験学習、国際理解交流等推進事業<br>(芸術・文化・社会等)<br>学校適応事業<br>(相談員の設置、不適応児童生徒対応施設設置運営事業) |

\*TT指導：TTとはティーム・ティーチングの略で、1学級を複数教員で授業を行う指導形態。

\*ALT：【Assistant Language Teacher】日本人の外国語教師とともに、授業を行う外国語指導助手のこと。

|  |                 |                    |                                                                                                                                                   |
|--|-----------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |                 | (3) 教育環境の充実        | 小中学校耐震改修・大規模改造及び施設整備事業<br>幼稚園改修事業<br>バリアフリー整備事業<br>情報教育機器・図書室整備事業<br>給食施設整備事業<br>幼保一元化（子育て支援センターを含む）整備事業<br>奨学金貸与事業                               |
|  | 3<br>文化・スポーツの振興 | (1) 文化・芸術活動の促進     | 芸術鑑賞事業<br>町民の文化事業企画事業の支援<br>文化活動団体等の支援事業<br>町民ギャラリー企画展示事業<br>郷土芸能発表大会事業                                                                           |
|  |                 | (2) 伝統文化・文化財の保全と継承 | 文化財保存と継承事業<br>伝統芸能等保存と活動の場の整備と後継者育成事業<br>文化財展示資料の充実（学校教室に資料展示など）                                                                                  |
|  |                 | (3) スポーツ活動の推進      | スポーツ振興計画策定<br>総合型地域スポーツクラブ設立等支援事業<br>スポーツ施設の充実・整備事業<br>スポーツ少年団育成・支援事業<br>社会体育団体及び指導者確保・育成事業<br>町民スポーツフェスティバル事業<br>スポーツプログラムの充実事業<br>アウトドアスポーツ推進事業 |

## 2 健やかで安心なまちづくり（保健・医療・福祉）



### 【現状と課題】

現在、全国規模で少子化が進む中で、本地域においても出生率の低下が顕著であり、昭和 60 年から平成 15 年の間を見ても、小牛田町では 248 人から 149 人、南郷町では 99 人から 44 人と、両町共に減少が進んでいます。逆に高齢化は加速度的に進み、平成 15 年度末で小牛田町 23.8%、南郷町 27.4%となっています。現在、こうした情勢を受け両町では町民の生命と健康を守り、福祉を向上させ安心して暮らせるために、様々な取り組みを行なっています。

保健・福祉の体制としては、小牛田町では「健康福祉センター：さるびあ館」、南郷町では「保健福祉施設：生き生きセンター」を拠点に、保健・福祉の充実に取り組み、各町の社会福祉協議会や各種法人、介護保険サービス事業所との連携のもとで体制の整備を図っています。医療体制としては、南郷町に「町立南郷病院」が設置され、小牛田町においては、民間の医療機関との連携を図りながら、地域医療の確保や地域住民の疾病の予防、健康増進に取り組んでいます。

子育て支援では、保育所（公立 2）児童館（公立 3）、子育て支援センター（公立 2）を設置し、保育・育児相談事業を行なうとともに、医療費助成等による子育て支援に取り組んでいます。また障害児（者）については、2 町に知的障害者等通所施設があるほか、小牛田町には宮城県立養護学校小牛田高等学園及びろう学校があります。

これらの保健・医療・福祉行政及び体制については、目指すべき目標や施策に共通点も多いが、これからも新しい町としての住民のニーズを把握し、行政・民間事業者・各医療機関との連携のもとで、安心して暮らせる環境作りやニーズに即したサービスの基盤整備と供給体制の確立を計っていくことが求められています。

少子・高齢化を迎えた中、子育て不安の解消や循環器系疾患を始めとした生活習慣病罹患者の増加、要介護者の増加への迅速・適切な対応等のほか、全ての町民が安心して暮らせる生涯を通じた生きがいづくり、健康づくり、地域社会づくりが求められ

ており、両町がこれまで行ってきた事績を評価・分析するとともに、その成果を引き継ぎつつ、新町として発展させていかなければなりません。

### 【基本方針】

新しい町の保健・医療・福祉の推進にあたっては、小牛田町が目指してきた「生活支援システム」を軸に、住みなれた地域で、ノーマライゼーションの理念に基づき安心して暮らしていける「福祉サービスのあり方」と、町民が生き生きと活動し、また様々なサービスを有効的に活用できるような「福祉のまちづくりのあり方」の2つの観点から福祉政策を進め、家庭や地域社会の中で誰もが、その人らしい安心のある生活を送れるような自立を支援するため、保健・医療・福祉と密接に関連する施策の展開を総合的かつ効果的に提供していきます。

これを実現するために、各地域の公的施設を最大限活用するとともに、民間事業者との機能連携を密にしながら、有機的な組織化・体系化（総合福祉推進機構（仮称））を図りサービスの提供を効率的に行なっていきます。

また、それに伴い次の7項目に留意して、「健やかで安心なまちづくり」を目指していきます。

- 1 行政と住民とのパートナーシップ
- 2 健康づくり・介護予防の強化
- 3 マンパワーの育成・確保および介護保険サービス事業者との連携
- 4 保健・医療・福祉の連携を包括する計画・政策の構築
- 5 行政・住民・地域の責任の明確化
- 6 行政・専門職・地域資源の連携およびネットワーク化
- 7 地域内分権と広域行政の視点からエリアの重層化

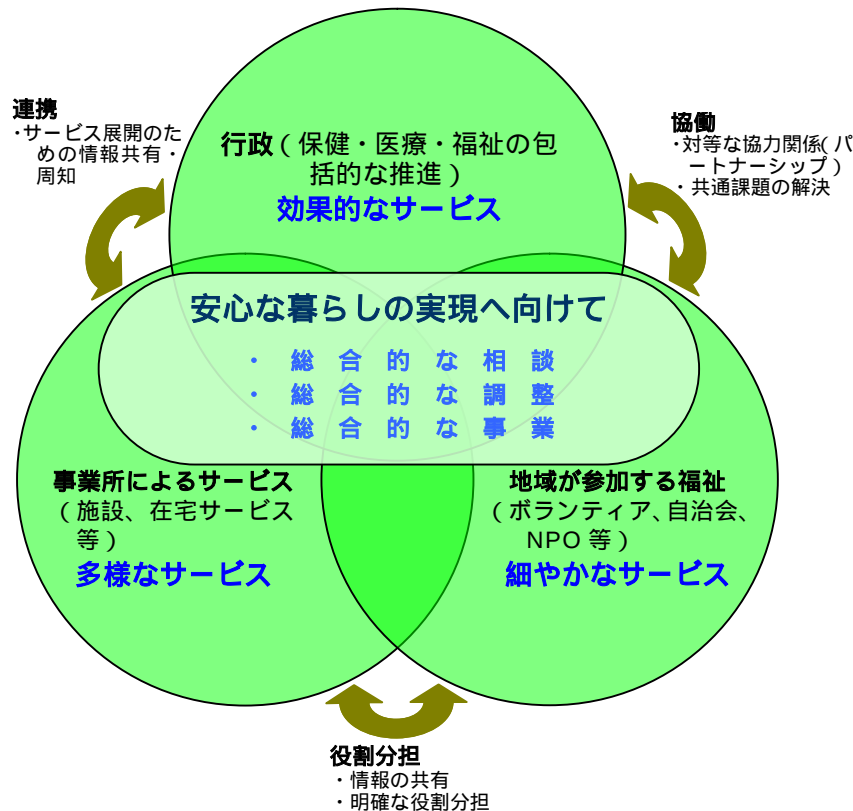
保健・医療については、町民の豊かな人生の実現を目指し、各年代に応じた健康目標を定める「健康みさと21計画（仮称）」を策定・推進するとともに、中核病院や公立病院をはじめ町内各医療機関との連携を図り、一次医療としての地域医療体制の確立を図ります。

福祉については、町民一人ひとりが自立し、互いに支え合う地域福祉活動の推進、乳幼児・児童の健やかな成長と子育て環境を支援するための保育事業や子育て支援事業の充実を図ります。また、高齢や障害により介護を必要とすることになった場合においても、地域社会の中で生きがいを持ち、豊かな生活が続けられる支援体制の確立を図ります。

国民健康保険・介護保険事業については、必要な医療・介護の適正給付と各種保健事業や介護予防事業の展開、また、公正・公平な負担により、健全な事業運営を図ります。

国民健康保険および介護保険については、今後制度上の大きな改革が見込まれており、国の動向を見極めながら的確に対応していくことが重要となってきます。

安心な暮らしの実現に向けて



## 【基本施策】

### 2 - 1 保健の充実

#### (1) 健康づくりの推進

乳幼児から高齢者まで誰もが健やかに暮らせるよう、『健康みさと21』（仮称）のもとに年代毎の特性に合わせた心身両面にわたる健康づくりを推進していきます。推進にあたっては小児保健・学校保健・産業保健\*・社会教育・医療等との連携を強化し、行政だけではなく町民や民間事業者との官民協働による、施策展開を行っていきます。

また、町民自らが一次予防の大切さを理解し、町民が主体となって健康づくりに取り組めるよう各種検診体制の整備と受診率の向上、個別支援プログラムに基づいた健康講座の開催、こころの健康相談窓口の充実を図るほか、既存の施設を活用した健康づくりの企画の充実および民間活力による健康づくり施設等の誘致に努めます。さらには生活習慣病の予防に向けて各種健康教室の開催のほか、健康づくり組織の協力を得ながら食生活や運動・喫煙などの疾病予防事業にも力を入れると共に、健康管理システムを福祉領域にも拡大し、データを活かした健康づくりや福祉情報の提供、民間資源の活用も視野に入れながらマンパワーの確保を図り、疾病の予防や健康づくりの効率化も図っていきます。

\*産業保健：■働く人たちの健康を増進すること■労働による疾病を予防すること■働きながらの生活を充実させること■退職後の生活を健やかに過ごせるようにすること。などを目的に対象者を労働者とした保健活動。

## 2 - 2 医療の充実

### (1) 地域医療体制の推進

町民の誰もが安心して生活できるよう、地域医療を推進するため町立南郷病院の医療機能の充実を図るとともに、町域及び周辺の各医療機関との連携強化により、身近なところで適切な治療・療養・指導が受けられる体制の確立と病院の健全運営・経営に努めます。

休日・夜間の医療体制については医師会の協力を得ながら公立病院と周辺各医療機関との連携により救急医療体制の確立に努めます。

また、住み慣れた地域・住み慣れた我が家で生活を送るために、回復期・維持期のリハビリテーションの体制整備を図り、訪問看護・訪問診察・通所リハビリテーションの充実を図り在宅療養者のＱＯＬ\*の向上に努めます。

## 2 - 3 福祉の充実

### (1) 子育て支援の充実

少子化や多様化する保育ニーズに対応するために、子育て支援センターの育児相談・交流の場の充実、保育所の待機児童の解消に向けた施策をとるとともに保育所・幼稚園・児童館の計画的な整備と幼保一元化の検討、延長保育や障害児保育などの保育内容の充実を図ります。

また、子ども同士が遊びを通して社会性を養う身近な遊び場や放課後児童対策の充実、女性の社会参加を見据えた男性や地域社会の子育てへの参加、中高生対策、子育てボランティアの育成など、次世代育成支援地域行動計画に基づいた児童福祉の充実を図ります。

### (2) 高齢者福祉の充実

高齢社会における高齢者の心身の健康づくりは、文化・スポーツ活動や老人クラブ活動、老人福祉センターや老人憩いの家での活動、生涯現役の地域活動などの充実を図るとともに、シルバー人材センターの活用などによる社会参加の機会の確保や農産物の生産・販売活動、身近で気軽に集える場所づくりなど、積極的な社会参加や生きがいの場づくりを進めます。

また、認知症・寝たきりの介護予防や食事サービスなどの生活支援サービスの拡充を図ります。

### (3) 障害児（者）福祉の充実

障害児（者）が生涯にわたり地域社会のなかで安心して暮らすことができるよう、地域・医療・福祉が連携し、早期治療・リハビリテーション体制や相談機能の充実、支援費制度の活用に向けた情報提供と利用者意識の向上、サービス提供体制の整備、障害児の成人に至るまでの一貫した支援体制の整備、作業所や知的障害者通所施設・グループホームの設立や誘致を図ります。

\*ＱＯＬ：【Quality Of Life】人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。

また、人にやさしいまちづくりを促進するとともに、障害児（者）への理解を促進させ、社会参加や交流、就労機会の拡充を図ります。

#### (4) 地域福祉の推進

互いに支えあう福祉のまちづくりを目指し、社会福祉協議会や民生委員児童委員を始め地域の住民が総参加した自治会・行政区などによる地域子育て活動や高齢者や障害者の見守りや助け合い、地区ごとの交流活動などの地域福祉活動（福祉となり組活動）を促進します。具体的な施策の展開については、地域福祉計画の策定を行い、官民連携により取り組むこととします。

また、福祉施設などと連携した福祉教育を推進するとともに、総合ボランティアセンターを設置し、住民の多様な力を活かした福祉ボランティア活動やNPO活動の支援と、既存施設を利用した高齢者と子どもの交流などを図ります。

また、母子・父子家庭への支援制度の周知や相談・支援体制の充実を図ります。

## 2 - 4 国民健康保険・介護保険事業の充実

### (1) 国民健康保険事業の充実

生涯に渡り安心して健康な生活を送れるように、保健事業部門との密接な連携を確立し、乳幼児から高齢者まで、各年代に応じた各種検診事業の実施や充実・強化、受診率の向上を図ると共に、医療機関・福祉施設・学校等関係機関との連携・協力体制の確立により健康に対する意識の高揚と疾病の予防に努めます。

国民健康保険被保険者の疾病罹患率の上位を占める生活習慣病は、食生活、運動、喫煙などの生活習慣に起因することが大きいと言われており、適切な生活習慣病予防の実践と健康管理システムの有効活用による個別健康支援プログラムの開発・実施により、健康の保持・増進と病気の早期発見・早期治療に努め、医療費伸び率の抑制に努めます。

また、多受診、重複受診について、適正受診の指導の徹底やレセプト点検の充実・強化を図り、国民健康保険事業の健全な運営を目指します。

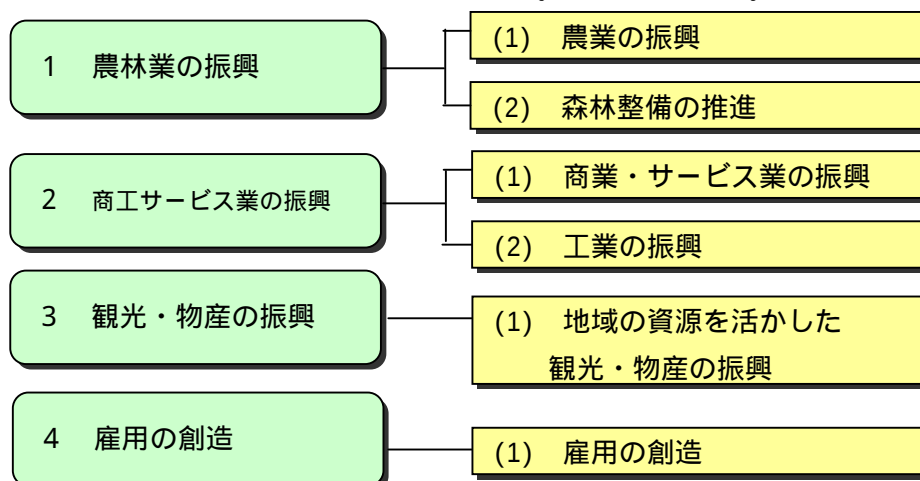
### (2) 介護保険事業の充実

今後、高齢者人口は特に後期高齢者の増加が一層進むと予測されており、要介護者や家族が地域で安心して生活できるように、迅速・公平・的確な要介護認定とケアマネジメント体制の確立を図るとともに、在宅及び施設サービスの供給が地域によって差がでることが無いよう、均衡ある整備・拡充を図ります。また、介護不安・介護負担を感じることがない多様な介護サービス体系と基盤の整備・促進に努めるとともに、保健・医療・福祉との連携の下、寝たきり予防や認知症予防事業に積極的に取り組み、介護保険事業の健全な運営を目指します。

【主な事業】

| 施策の柱                   |                               |                 | 主な事業                                                                                                                               |
|------------------------|-------------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健やかで安心なまちづくり（保健・医療・福祉） | 1<br>保健の充実                    | (1) 健康づくりの推進    | 各種検診体制整備事業<br>「健康みさと21」策定・推進事業<br>生活習慣改善事業<br>健康づくりのための組織づくり<br>健康管理システムの拡充                                                        |
|                        | 2<br>医療の充実                    | (1) 地域医療体制の推進   | 病院整備事業<br>病診連携の充実<br>病院運営体制の充実<br>地域医療システムの確立                                                                                      |
|                        | 3<br>福祉の充実                    | (1) 子育て支援の充実    | 子育て支援の充実<br>保育所の整備の支援<br>保育所の整備及び児童館の適正配置・整備事業<br>保育サービスの拡充                                                                        |
|                        |                               | (2) 高齢者福祉の充実    | 老人クラブ活動支援事業<br>多世代交流・人材活用促進事業<br>シルバー人材センター支援事業<br>介護予防自立支援事業<br>介護保険サービス基盤の整備・拡充<br>高齢者優良賃貸住宅の整備支援<br>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの改築・整備の支援 |
|                        |                               | (3) 障害児（者）福祉の充実 | サービス体制・基盤整備事業<br>リハビリ体制の充実<br>バリアフリー及び障害者施設改修・整備事業                                                                                 |
|                        |                               | (4) 地域福祉の推進     | 地域福祉推進事業（民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等）<br>ボランティアセンター事業の支援<br>福祉となり組活動促進事業                                                              |
|                        | 4<br>国民健康保険事業の充実<br>介護保険事業の充実 | (1) 国民健康保険事業の充実 | 医療費適正化対策事業<br>保健事業の充実                                                                                                              |
|                        |                               | (2) 介護保険事業の充実   | 介護費用適正化事業<br>介護保険サービス基盤の整備・拡充（再掲）<br>自立者支援・介護予防事業の充実                                                                               |

### 3 力強い産業がいきづつまちづくり（産業・雇用）



#### 【現状と課題】

本地域は豊かな穀倉地帯で、国道・県道沿いに工場や大型店の立地が進んでいます。基幹産業である農業については、水田面積の3割を需給調整に取り組む一方、米作りに特化した体制から脱却すべく、野菜や果樹、花き、畜産などの振興を図り、付加価値を付けた農畜産物加工・地場産品の販売に取り組んでいます。

また、2町の持つ自然を生かした、史跡・祭りなどを含めた観光PRにも努めています。

一方、農林畜産物の価格低迷と工場の海外進出、大型店の進出や人口減少・高齢化による商店街の活力低下、長引く不況による消費の低迷など、厳しい経済環境が続いています。そうした情勢への対応としては、IT革命の振興と技術革新の進展、中高年消費の拡大、環境・時間消費（良好な環境のなかでゆっくりと時間を過ごす活動）の拡大、健康投資やこだわり消費、文化志向などの発展要因も生まれてきており、この大きな環境変化に対応した地域産業の再構築が求められています。

#### 【基本方針】

町民が誇りをもって働くことができる「力強い産業がいきづつまちづくり」を目指し、産業の振興が新町の豊かな発展につながるよう産業振興ビジョンを策定し、以下の視点から産業振興を図るとともに新たな地域産業の創出支援に取り組み雇用の確保を図ります。

農林業については商品としての高付加価値化と流通、競争力の強化を目指し、生産者と消費者、農林業と商工観光業、保健・医療と福祉サービス産業、農村と都市の連携と交流を図るとともに、地域産業の創造に向けて産学公連携を目指し、関係機関との連携強化を図ります。

商工業についても農林業や消費者との連携強化などを通じて地域間競争への対応を図るとともに福祉サービス業、観光などについても振興を図ります。

新町産業発展に向けた施策展開にあたっては、産業基盤の整備はもとより、それに携わる後継者や起業家の人材を育成し、企業的な経営能力向上などを図ります。

## 【基本施策】

### 3 - 1 農林業の振興

#### (1) 農業の振興

豊かな大崎平野の大地に広がる農地は生産の基盤であるとともに環境面でも大きな役割を担っています。こうした豊かな農地を生かし、基幹産業である農業の活性化・農業経営基盤の強化を図り、食糧生産基地としての発展を目指します。

営農類型では水稻を基幹とし、野菜・果樹・花き・畜産などとの複合経営の推進を図るとともに担い手や生産組織の育成、農用地の利用集積やほ場整備による土地条件の改善と後継者が安心して就農できる環境づくりに努めます。

新町で生産される農畜産物については、流通と消費の動向に即した「ブランド美里<sup>みさと</sup>」としての商品化の展開を図り、生産・加工・流通の一貫体制によるコスト軽減構造への転換を目指します。

また、消費者ニーズに合った農業の展開には、環境保全型農業（有機・無(低)農薬栽培など）の展開が求められることから国・県の研究機関などとの連携により品質及び管理の向上を図り、安心・安全な農産物の供給に努めます。

さらに、農産物の開発と販売の強化に向けて、地産地消の促進及び契約栽培・消費者団体や観光地との連携を図るとともに、特産品の開発に向けた産学公の連携確立に努めます。

#### (2) 森林整備の推進

森林のほとんどは公園近隣の森林であり、レクリエーションや文化・教育活動の場として活用するとともに景観を維持・向上するため、不良木の除去や下刈り及び、植栽等の整備を図ります。また、公園周辺は松が多く点在しており景観を維持していくため、病虫害防除等を実施し、健全な森林整備を推進します。

### 3 - 2 商工サービス業の振興

#### (1) 商業・サービス業の振興

消費者ニーズの多様化に対応し、大型店や隣接する地域にはない特化した魅力ある個性的な店づくりによる商店の経営体としての強化や、空き店舗などを利用した快適な商業空間の形成促進や、TMO<sup>\*</sup>の活用などを積極的に支援します。

また、商店の経営改善や販売促進のため、関係機関と連携して経営診断や指導の強化などの経営安定対策の促進や融資制度を充実させるほか、後継者の育成のため、経営に関する研修事業や異業種交流事業を推進します。

さらに、保健・医療・福祉サービス産業、教育・文化産業、情報サービス産業など、若者や女性の働くサービス産業の振興を図ります。

#### (2) 工業の振興

生産拠点が海外へ流出する中、国際競争力をつけるため、中小企業を対象に国際

<sup>\*</sup>TMO：【Town Management Organization】都市計画や商業活性化の枠を越えた、総合的なまちづくり戦略に基づいて、まちづくりをマネージ（運営・管理）すること、すなわち、様々な主体が参加するまちの運営を横断的、総合的にプロデュースするための機関

的認証制度（ISO\*、HACCP\*等）の取得を促進するとともに、既存企業の経営革新や経営基盤の強化に対するとり組みに支援します。

また、地域経済の浮揚と雇用の拡大には、企業立地を積極的に進める必要があり、国際的認証を取得した企業などへの優遇制度の確立や、企業の進出支援体制の整備の更なる充実を図ります。

さらに、バイオ関連企業や電子関連企業など町内の先端企業や近隣の大学などの協力により、産学公の連携による地域産業の創造を目指すとともに、ベンチャー企業の育成と起業家への支援に努めます。

### 3 - 3 観光・物産の振興

#### (1) 地域の資源を活かした観光・物産の振興

長寿社会の進展や余暇時間の拡大など、観光を取り巻く環境の変化により、観光の目的も多様化しつつあります。こうした中、地域の観光資源を見直し、その魅力を高めていく必要があります。

魅力ある観光拠点を創出するため、物産施設、飲食・宿泊施設の連携による観光ルートの確立や観光ネットワークの構築に努め、時代に対応した誘客を推進します。

また、観光振興を目指し、観光企画の拡充や観光に伴う事業対応の起業化支援などを進めながら、観光が有機的に結びついた地場産品の開発と販売を促進します。

### 3 - 4 雇用の創造

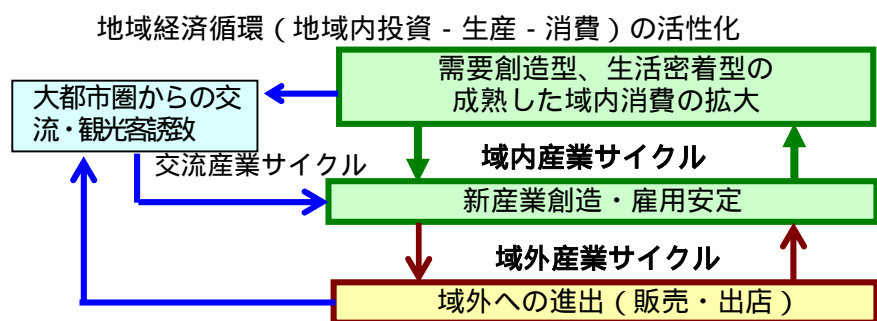
#### (1) 雇用の創造

雇用不安の情勢の中、町民の収入安定、福祉向上に向けて、生産年齢層の雇用の安定を実現するために、企業進出の支援体制の整備や既存企業の育成、保健・医療・福祉産業の雇用拡大、福祉や文化・教育などのNPOの育成等による雇用機会の確保に努めるとともに、職業紹介所の設置による職業斡旋、職業能力の向上支援などを図るほか、U・J・Iターン希望者に対し、広く情報を周知し住居・就職斡旋、起業支援を図ります。

また、県と連携して既存企業の経営革新や創造活動への支援を充実します。さらに、町外の企業への就労者に対しては、主要なJRの駅に公営駐車場を設置し、通勤の便利を図ります。

\*ISO：【International Organization for Standardization】国際標準化機構と呼ばれ、製品やサービスの世界的な標準化を推進し、その関連活動の発展を図ることを目的に1947年に設立され、本部をスイスのジュネーブにおく民間主導型の非政府組織。

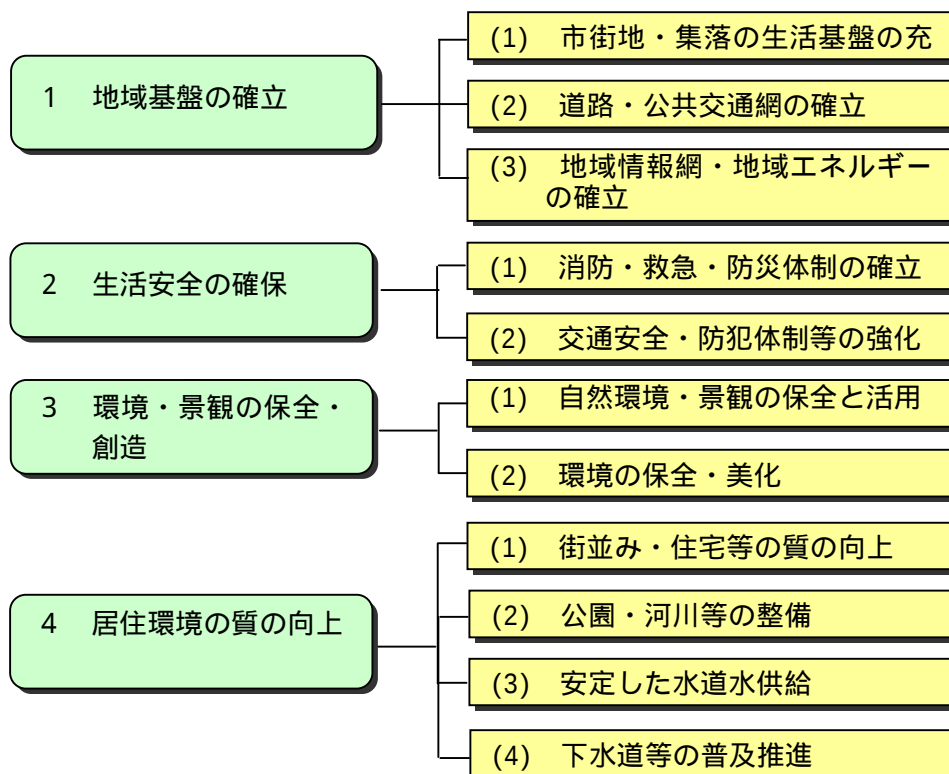
\*HACCP：【Hazard Analysis-Critical Control Points】1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の品質管理の手法。食品の製造工程全般を通じて危害の発生原因を分析し、重要管理事項を定め、より一層の安全確保を図る科学的管理方式。



【主な事業】

| 施策の柱                  |              |                        | 主な事業                                                                                                     |
|-----------------------|--------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 力強い産業がいきづつまちづくりー産業・雇用 | 1 農林業の振興     | (1) 農業の振興              | 生産基盤・施設整備事業<br>担い手育成支援事業<br>農地流動化促進対策事業<br>農畜産物ブランド化確立促進事業<br>地産地消促進事業<br>バイオマス等地域資源活用事業<br>都市と農村の交流促進事業 |
|                       |              | (2) 森林整備の推進            | 森林整備地域活動支援事業<br>豊かな森林づくり推進対策事業<br>松くい虫被害総合対策事業                                                           |
|                       | 2 商工サービス業の振興 | (1) 商業・サービスの振興         | 空き店舗・空き地活用推進事業<br>地域商店街活性化支援事業<br>商工業者育成支援事業<br>中小企業金融対策事業                                               |
|                       |              | (2) 工業の振興              | 新製品開発支援事業<br>中小企業経営革新支援事業<br>中小企業金融対策事業<br>国際的認証資格取得支援事業                                                 |
|                       | 3 産の振興       | (1) 地域の資源を活かした観光・物産の振興 | 観光資源の掘起こし事業<br>物産観光組織支援事業<br>地場産品開発支援事業<br>都市住民交流（滞在型）促進事業                                               |
|                       | 4 雇用の創造      | (1) 雇用の創造              | 経営革新・創造活動支援事業<br>企業進出支援事業<br>U・J・Iターン支援事業<br>職業能力向上支援事業<br>企業立地促進環境整備事業<br>NPO支援事業<br>職業紹介事業             |

## 4 くらしやすさを実感できるまちづくり（基盤・環境）



### 【現状と課題】

新町は仙台平野の北東端に位置し、ほぼ平坦な地形であり、市街地は交通の要衝である小牛田駅周辺と、南郷では鳴瀬川に沿って集落が形成されています。

本地域では、過去にたびたび水害の被害を受けるとともに、平成15年7月には震度6強～弱の宮城県北部連続地震にみまわれ、南郷では特に大きな被害を受けています。

通勤・通学は地域内の他、仙台・古川・石巻、買い物は古川・石巻などにも依存しており、関係する3市との連携を図りながら、美しい自然と田園環境のもとで、生活にうるおいのある、利便性が高く交流の活発な、快適で安全な暮らしの確保が求められています。

### 【基本方針】

便利で安全な、美しい自然の中で快適に生活できる「くらしやすさを実感できるまちづくり」を目指し、新町の市街地・集落の計画的な整備、広域幹線道路網や生活道路網の整備、鉄道やバス交通の維持・充実、地域情報機能の充実などを図るとともに、消防・救急体制の充実と宮城県沖地震などに備えた防災対策の推進、交通安全・防犯対策、自然環境・景観の保全・創造と環境衛生や公害防止、若者定住に向けた住宅地の開発・整備や公園・緑地・広場の整備、上水道・下水道の整備などを進めます。

## 【基本施策】

### 4 - 1 地域基盤の確立

#### (1) 市街地・集落の生活基盤の充実

仙台・古川・石巻の都市機能との連携も視野に入れながら、都市的な利便性と自然・田園環境に恵まれた魅力的な田園拠点都市づくりを目指します。その実現に向けて都市計画マスタープランを策定し、小牛田町市街地の商店街の活性化と南郷地域の活性化拠点の計画的な整備充実を図るとともに、小牛田駅東部土地区画整理事業や国道 108 号・346 号沿線での企業立地、古川市隣接地域での計画的な土地利用を促進することなどにより、新町の計画的な発展を図ります。

また、快適な農村集落の維持・充実に向けて、各地区の公民館や集会所、小学校などを中心に、地域コミュニティ活動の促進を図りながら、集落の環境整備を図ります。

#### (2) 道路・公共交通網の確立

三陸縦貫自動車道・東北自動車道へのアクセス道路となる国道・県道などの整備や 2 町を結ぶ道路網の整備を促進するとともに、高齢化社会に備えて、歩きやすい、安全で快適な生活道路づくりや、都市計画街路の整備を計画的に進めます。

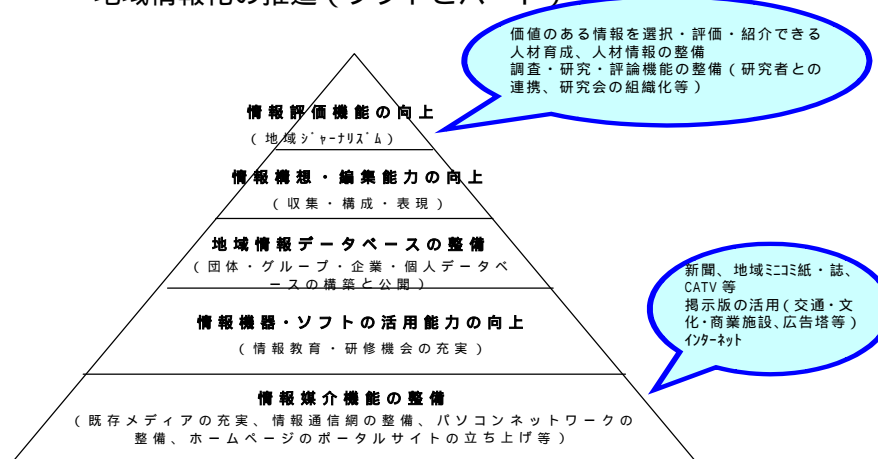
仙台への通勤等利便性の向上を目指し、新町の玄関口となる小牛田駅の自由通路や町民駐車場などの整備、鹿島台駅東口駐車場の維持、鉄道の増便や車両増設、仙台駅や仙台空港へのシャトル列車便の運行などを図るとともに、新町の一体化と交通便利性の向上を目指して、バス交通の充実・確保と町民バスの整備を図ります。

#### (3) 地域情報網・地域エネルギーの確立

高度情報化時代に対応し、光ファイバーや A D S L 回線など情報基盤の整備を促進し、情報編集・発信能力の向上による住民サービスの向上、大規模災害に備えた防災行政無線の整備を図るとともに、地域情報化を支援します。

また、安定したエネルギーの確保に向けて、太陽熱や太陽光利用などの地域エネルギーの活用を促進します。

#### 地域情報化の推進（ソフトとハード）



## 4 - 2 生活安全の確保

### (1) 消防・救急・防災体制の確立

町民の財産と生命を守るために、大崎地域広域行政事務組合の常備消防と救急医療体制の強化を図るとともに、消防団組織の見直しや装備の充実など、非常備消防団の整備を図ります。

また、新町地域防災計画および行政区毎の自主的防災計画を策定し、水害や想定される宮城県沖地震などに対する災害予防対策の充実と自主防災組織の確立、洪水ハザードマップの作成及び公表、防災行政無線等の消防防災設備・施設の整備と大規模災害時の情報提供体制、突発型の大規模災害時の救助・初期消火・避難誘導などの初動体制の確立、災害時のスーパー・コンビニや建設業者等との協定締結、緊急時に対応できる防火用水を兼ねた貯水施設の整備を図ります。

### (2) 交通安全・防犯体制等の強化

交通事故や犯罪被害の少ない安全な地域の構築を目指し、歩道の整備などの道路改良の推進、交通安全施設・街路灯、防犯灯などの整備・充実と町民の交通安全意識の普及徹底などを図るとともに、防犯教育や広報活動などによる住民の防犯意識の高揚と町民、地域、行政が一体となった防犯体制の充実を進めます。

また、県と連携し、消費者被害などの情報の提供、消費者意識の啓発、消費者活動の促進、相談体制の整備などを図ります。

## 4 - 3 環境・景観の保全・創造

### (1) 自然環境・景観の保全と活用

豊かで美しい自然環境を次世代に引き継ぐため、河川などの水辺の自然や野鳥の飛来地となる湖沼の保全を図るとともに、森林や河川、田園などの自然景観の保全と自然と調和した整備を促進します。

また、町民や訪れる人々が自然に学び親しみ、心身のリフレッシュを図ることができるよう、散策ルート・散策マップづくりを進め体験機会の充実などに努め活用します。

市街地・集落景観については、歴史的景観などに配慮し自然と調和した整備を促進します。

### (2) 環境の保全・美化

快適で安全な循環型社会の形成に向けて、学校や地域での環境教育を推進するとともに、ごみの減量化・再利用の推進と、し尿・浄化槽汚泥処理等の広域的処理体制を進めると共に、不法投棄パトロール等によるごみの不法投棄の防止、自主的清掃、花いっぱい運動等の活動を行うボランティア団体を支援する環境美化活動の促進、住民参加に重点を置いた衛生組合の強化や、町民、事業者、行政が共に理解しあい、連携・協働して取り組んでいくパートナーシップが必要であり、住民団体の自立した組織と町が協定を締結し環境保全活動を実践します。

また、河川や湖沼などの公共用水域の水質の汚濁を防止し、豊かな自然を守るため、下水道事業等により家庭生活排水の水質の改善を図ります。

さらに将来にわたって地域や地球の環境の保全が図られるよう、環境基本計画を策定し、省資源・省エネルギーの取り組み、温室効果ガスの排出抑制やフロンガスの回収、廃棄物の削減や資源の有効利用を促進します。

また、斎場については、2町とも松山町の施設を利用していますが、今後は、広域的な施設利用を図ります。

#### 4 - 4 居住環境の質の向上

##### (1) 街並み・住宅等の質の向上

うるおいのある、歴史を感じさせる魅力的なまちづくりに向けて、学校教育や社会教育を通して、屋外広告物や建築デザインなど都市景観に対する町民の感覚を磨く機会を増やすとともに、美しい公共施設の美観や道路、市街地や集落景観の整備、緑化や花いっぱい運動の推進などを図ります。

また、若者の職場づくりや子育て支援と連携し、魅力的な遊びや交流機能をプラスした小牛田駅東部土地地区画整理事業や各地域での住宅地の計画的な整備や公営住宅の建替などを行うとともに、高齢者や障害者に配慮した住宅づくり、県産材の家づくり、環境問題に則した高断熱住宅の普及、良好な住環境の整備などを推進します。特にＪＲ東北本線や国道108号など、主要な交通施設の沿線地域における住宅地の整備に際しては、住民の生活環境に配慮した土地利用とします。

##### (2) 公園・河川等の整備

うるおいのある生活環境の整備に向けて、市街地の緑化を促進するとともに、地域特性を活かした身近な公園・広場・地域性緑地の整備・更新を図ります。また、町民による公園管理や清掃活動、イベントや体験活動などにより活用を促進します。

河川や湖沼については、防災機能の向上と水質の保全を図るとともに、親水拠点やサイクリングコースの整備などを促進し、自然体験学習や休養、観光・レクリエーション利用を促進します。

内水排除対策については、河川の整備、排水機場の設置、市街地排水路の整備など総合排水計画の策定による内水排水機能の強化促進に努め、雨水等排水路の整備推進及び道路側溝等の清掃活動の促進に努めます。

##### (3) 安定した水道水供給

水道水の長期安定供給を目指し、県営大崎広域水道用水供給事業と自己水源を維持・確保します。今後、生活排水処理対策の進展に伴い水需要の増加が予想されることから、老朽管など水道施設の整備を行い、有収率の向上を図ります。

水道事業会計については、企業努力に努め地方公営企業本来の独立採算性を堅持し健全な運営に努めます。

(4) 下水道等の普及推進

生活排水処理は、新町の生活環境の保全を図り、河川の浄化や農業生産の安全性においても欠かせない整備事業です。

生活排水処理計画を策定し、それぞれの地域にあった公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の事業による効率的かつ計画的な整備と水洗化促進のための普及を積極的に促進します。

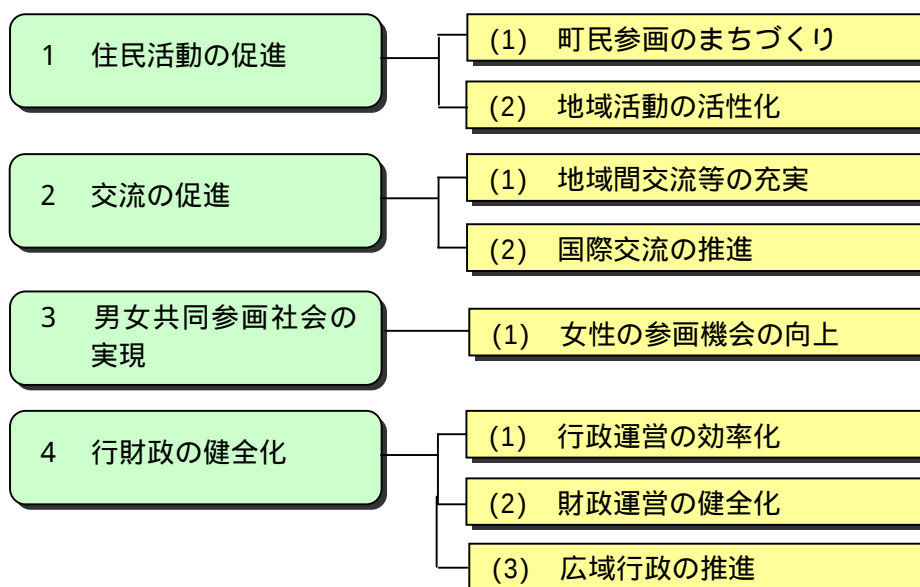
下水道事業会計については、事業の特殊性を考慮し、健全化に努めます。

【主な事業】

| 施策の柱                    |                  |                      | 主な事業                                                          |
|-------------------------|------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------|
| くらしやすさを実感できるまちづくりー基盤・環境 | 1<br>地域基盤の確立     | (1) 市街地・集落の生活基盤の充実   | 都市計画マスタープラン策定事業<br>用途地域見直し事業<br>小牛田駅東部開発事業                    |
|                         |                  | (2) 道路・公共交通網の確立      | 幹線道路の整備促進（国・県）<br>生活道路・橋りょう維持改良事業<br>町民バス事業<br>都市計画街路の整備事業    |
|                         |                  | (3) 地域情報網・地域エネルギーの確立 | 情報ネットワーク事業<br>防災行政無線整備事業<br>地域情報化支援事業<br>地域エネルギー活用促進事業        |
|                         | 2<br>生活安全の確保     | (1) 消防・救急・防災体制の確立    | 新町地域防災計画樹立事業<br>消防団組織再編事業<br>防災行政無線整備事業（再掲）<br>消防防災設備・施設整備事業  |
|                         |                  | (2) 交通安全・防犯体制等の強化    | 交通安全施設整備事業<br>交通安全・防犯・消費者啓発事業                                 |
|                         | 3<br>環境・景観の保全・創造 | (1) 自然環境・景観の保全と活用    | 散策ルート・散策マップ作成事業                                               |
|                         |                  | (2) 環境の保全・美化         | 環境基本計画策定・推進事業<br>環境条例の制定<br>ゴミの減量化・再利用・再生利用促進事業<br>環境美化活動推進事業 |

|   |           |                  |                                                                         |
|---|-----------|------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 居住環境の質の向上 | (1) 街並み・住宅等の質の向上 | 快適で安全な生活環境の整備事業<br>公営住宅整備事業<br>若者定住住宅建設支援事業<br>バリアフリー・県産材活用・高断熱住宅整備支援事業 |
|   |           | (2) 公園・河川等の整備    | 夢公園整備事業（再掲）<br>河川改修事業の促進<br>内水排除対策事業                                    |
|   |           | (3) 安定した水道水供給    | 上水道整備事業                                                                 |
|   |           | (4) 下水道等の普及推進    | 生活排水処理計画策定事業<br>公共下水道事業<br>農業集落排水事業<br>合併処理浄化槽設置促進事業                    |

## 5 自立をめざすまちづくり（住民活動と行財政）



### 【現状と課題】

成熟時代を迎え、趣味やボランティア活動、まちづくりや地域づくり活動、NPOの組織化や起業活動など、様々な分野で住民活動が活発化してきています。その一方では、少子・高齢化の進行と厳しい財政状況のもとで、新町の自立・自治に向けて行財政改革の推進とともに、地域産業の振興と成熟時代にふさわしい魅力的なまちづくりが求められています。

こうした中で一人ひとりが夢を実現し、さらには、まちづくりへの参加の輪を広げていくことが大切であり、町民と行政が連携したまちづくり活動の推進や男女共同参画社会の取り組み、国際交流・地域間交流などを充実する必要があります。

### 【基本方針】

町民と行政がお互いに認め合い、限られた財源を有効に使い、町民と行政が知恵を出し合いながら、パートナーとしてそれぞれの役割を担い、誇りをもてる「自立をめざすまちづくり」を目指し、情報公開と町政への町民参画、地域ごとのまちづくりの活性化、地域コミュニティ活動やボランティア活動などの活発化、男女共同参画の推進、地域間交流や国際交流・国際貢献、平和行政の推進、広域的な連携などの取り組みの充実を図ります。

### 【基本施策】

#### 5 - 1 住民活動の促進

##### (1) 町民参画のまちづくり

町民と行政が協力するパートナーシップのまちづくりを目指し、行政情報の公開と行政のアカウンタビリティ（説明責任）の徹底、広報紙や掲示板、ホームページによる情報提供の充実、町民との意見交換の場づくり、公募方式を併用した

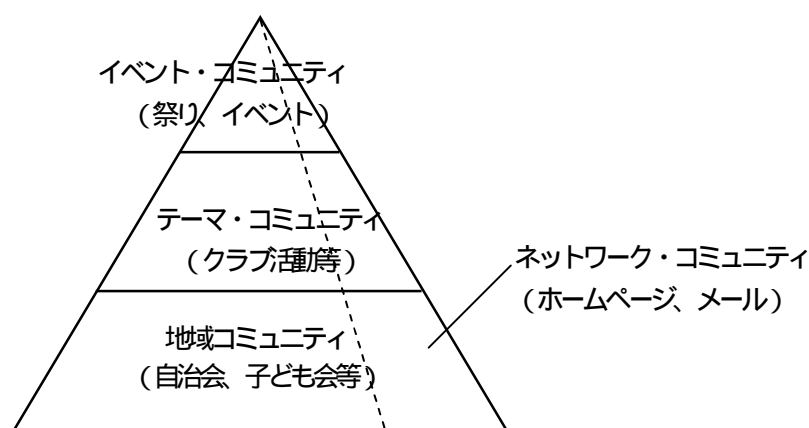
幅広い町民参画によるまちづくり会議（仮称）の設置、各種計画立案への町民参画、子どもや女性の参画機会の充実、地域づくりに向けた組織設置の検討などを図ります。

## (2) 地域活動の活性化

まちづくりの出発点であり、町民参画の基礎となる近隣づきあいの促進を図るとともに、地区の集会所などを拠点にした地域づくり活動（自治会や行政区、子ども会活動、老人クラブ、地域福祉活動など）の活性化や、公民館や小学校、役場庁舎などを拠点としたまちづくりグループ活動やボランティア活動、NPO（民間非営利組織）活動などの促進、子どもや青年のコミュニティでの役割づくりと女性のまちづくり活動への参画、各町の伝統行事の存続などを促進します。

特に、教育、文化・スポーツ、福祉、環境、産業、地域間交流や国際交流・国際貢献、人権など、住民一人ひとりできることに参加できるよう施策の推進を図ります。

### 4つのコミュニティづくり



## 5 - 2 交流の促進

### (1) 地域間交流等の充実

都市農村交流など各種団体・異分野間の交流など民間交流の活発化を図ります。

交流や情報発信の活発なまちをめざし、農業や歴史文化などをテーマとしたまちづくり交流、地域の既存施設（役場庁舎や学校の空きスペース）を核とした交流など、地域間交流の充実を図ります。

また、これまで進めてきた平和行政についても一層の推進に努め、中学生平和体験の旅の継続等、平和の尊さと平和維持の重要性の普及啓発に取り組みます。

### (2) 国際交流の推進

国際化時代を迎え、ALTなどによる国際理解教育の充実を図るとともに、人材育成基金を設置し、姉妹提携を行う国内外の自治体との交流や中学生の海外体験学習、国際貢献活動、国際観光の推進などを通じて交流の推進を図ります。

### 5 - 3 男女共同参画社会の実現

#### (1) 女性の参加機会の向上

男女共同参画社会の実現に向けて、男女の固定的な役割分担意識の是正などの啓発活動の充実により住民の意識高揚を図り、町の政策立案・決定に関わる審議会や委員会、様々な地域組織などへの一定割合の女性の参画や地域クラブ活動などへの女性の参加機会の向上を図ります。

また、女性の社会参画の条件整備として、女性団体相互の交流と連携の強化、活動の場の確保、啓発・学習機会の充実と職業能力や社会的能力などの向上、家事や子育て・介護負担の軽減などを図ります。

### 5 - 4 行財政の健全化

#### (1) 行政運営の効率化

行政改革推進委員会と行政評価委員会を設置し、行政改革大綱を策定し、行政組織・機構の見直しと庁内連携の強化、職員の政策形成能力や専門的技術力、まちづくりへの意欲やサービス精神の向上、行政情報化の推進などに努めるとともに、町民と行政の役割分担の見直しによる公共事業施行や施設の管理・運営へのPFI\*方式や民間委託、住民管理の手法の導入、戦略的・効果的な施策・事業推進と事務事業評価制度の導入による事業の進行管理の徹底などを図り、町民から信頼される効果的・効率的な行政運営を図ります。

#### (2) 財政運営の健全化

若者定住の促進や地域産業の経営革新や起業化・企業誘致により、税収の安定を図り、また収納に万全の体制で取り組むなどにより自主財源の確保を図るとともに、国や県の補助制度の有効的な活用、行財政の効率化、起債や経常経費の抑制、行政組織のスリム化、償還に見合う合併特例債の利用、既存施設の有効活用、隣接市町村との共同事業や連携事業の合理化・効率化と拡大などにより、財政の健全化を図ります。

#### (3) 広域行政の推進

広域的に取り組んできたごみ処理、消防・救急、斎場の運営などについて、住民サービスが低下しないようにしながら効率化を図るとともに、合併により新たな枠組みが構成される周辺市町村との連携の継続を図ります。

---

\*PFI：[Private Finance Initiative、プライベートファイナンス-イニシアチブ] 社会資本の整備・運営に、民間資本や経営ノウハウを導入して、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。平成11(1999)年にPFI推進法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)制定。

【主な事業】

| 施策の柱                 |                      |                | 主な事業                                                                                              |
|----------------------|----------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立をめざすまちづくりー住民活動と行財政 | 1<br>住民活動の促進         | (1) 町民参画のまちづくり | まちづくり会議（仮称）設置支援事業                                                                                 |
|                      |                      | (2) 地域活動の活性化   | 住民自治組織（自治会・行政区など）支援事業<br>総合ボランティアセンター整備・支援事業（再掲）<br>まちづくり活動支援事業<br>まちづくり担い手育成事業<br>新町記念イベント事業（再掲） |
|                      | 2<br>交流の促進           | (1) 地域間交流の促進   | 新町記念イベント事業（再掲）<br>地域間交流支援事業<br>ホストファミリー育成事業<br>平和行政の普及啓発事業                                        |
|                      |                      | (2) 国際交流の促進    | 国際交流・国際貢献支援事業（再掲）<br>ホストファミリー育成事業（再掲）                                                             |
|                      | 3<br>画社会の実現<br>男女共同参 | (1) 女性の参画機会の向上 | 男女共同参画プラン策定事業                                                                                     |
|                      | 4<br>行財政の健全化         | (1) 行政運営の効率化   | 行政改革大綱策定・推進事業<br>行政評価システム導入事業<br>行政情報ネットワーク事業・基盤整備事業<br>公共施設整備事業                                  |
|                      |                      | (2) 財政運営の健全化   | 長期財政計画策定事業<br>起業化支援事業（再掲）<br>若者定住住宅支援事業（再掲）<br>滞納町税徴収事業                                           |
|                      |                      | (3) 広域行政の推進    | 一部事務組合事業                                                                                          |

## 第6章 新町建設における県事業の推進

新町の将来像「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できるまち <sup>みさとまち</sup>美里町」を実現するために、宮城県と連携・協力して以下の施策を推進していきます。

### 新町施策方針に基づく県事業の実施による支援策

健やかで安心なまちづくり（保健・医療・福祉）

#### 【主な県事業】

- 国民健康保険広域化等支援事業

力強い産業がいきづつまちづくり（産業・雇用）

#### 【主な県事業】

- 小規模事業経営支援事業（商工会等広域連携等地域振興対策事業）
- 水利施設整備事業（江合川右岸地区、江合川右岸2期地区、江合川左岸2期地区）
- 農地整備事業（青生地区、青木川地区、出来川右岸地区、上区東部地区、中埜西部地区、清水川北浦地区、蛇沼向地区）

くらしやすさを実感できるまちづくり（基盤・環境）

#### 【主な県事業】

- 消防防災施設等整備補助事業
- 広域バス運行維持対策費補助事業
- 交通安全施設整備事業「（一）鳴瀬南郷線 南郷町 練牛」
- 交通安全施設整備事業「（一）涌谷三本木線 小牛田町 不動堂」
- 道路建設事業「（主）鹿島台高清水線 小牛田町 姥ヶ沢」
- 河川事業「出来川 涌谷町、南郷町」
- 流域下水道事業「鳴瀬川流域（小牛田町・松山町・三本木町・鹿島台町）」

### 全分野に係る県事業の実施による支援策

- 人的支援

新町において、今後、強化が必要な行政サービスを実施するにあたって、専門的職員が不足する場合、新町の要望に基づき、一定期間、必要に応じて県職員を派遣するもの。

- 新町・県合同政策調整会議（仮称）の設置

新町が必要とする場合、建設計画の実施や県からの権限移譲への対応、あるいは行財政運営全般にわたり新町と県との政策調整を図るために合同の会議を持つもの。

- みやぎ新しいまち・未来づくり交付金による支援  
旧市町村間の行政サービスの格差是正に要する経費や合併に伴う電算システム変更などに要する経費等について、毎年度予算の範囲内で交付するもの。
- 市町村振興資金貸付事業  
市町村合併等の広域的連携の下で行われる公共施設の整備事業に対し、本貸付金による財政支援措置を講じるもの。

## 第7章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、将来人口、さらには財政事情等を配慮しながら、今後のあり方を検討するとともに、既存公共施設の活用を原則としながら、逐次整備の方向を定めていくことを基本とします。

なお、合併に伴い総合支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう、行政情報システムの整備等と職員の能力の向上により、必要な機能の確保を図ります。

## 第8章 財政計画

### 第1節 基本方針

新町における財政計画は、歳入・歳出の各項目別に現況及び過去の実績や人口推移などを勘案しながら平成17年度から21年間の財政運営について、一般会計ベースで作成したものです。

基本的には、2町の財政推計を基に合併による効率化や各種財政支援措置の活用についても考慮し、一定条件の下推計したものです。

新町においては、この計画を一定の指針としながらも、今後の様々な状況変化に応じ、適宜歳入・歳出に検討を加えながら、長期的な視野に立って自主財源の確保、及び健全な財政運営を行なう必要があります。

### 第2節 財政計画の条件

歳入・歳出の前提となる主な条件は、次のとおりです。

#### 1. 歳入

##### (1) 地方税

過去の実績や今後の人口推移を踏まえ、現行制度を基本として推計しました。

##### (2) 地方譲与税及び各種交付金

過去の実績等により推計しました。

##### (3) 地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）合併に係る交付税財政支援措置等を見込み推計しました。

##### (4) 分担金及び負担金

過去の実績等により推計しました。

##### (5) 使用料及び手数料

過去の実績等により推計しました。

##### (6) 国庫支出金

過去の実績等をもとに、合併に係る財政支援を見込み推計しました。

##### (7) 県支出金

過去の実績等をもとに、合併に係る財政支援を見込み推計しました。

##### (8) 財産収入・寄附金

過去の実績等及び基金造成分の利子を見込み推計しました。

##### (9) 繰入金

過去の実績等及び今後の繰入金を見込み推計しました。

##### (10) 諸収入

過去の実績等により推計しました。

(11) 地方債

地方債については、臨時財政対策債、合併特例債を見込み推計しました。

2. 歳出

(1) 人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減及び合併による特別職職員の減を見込み推計しました。

(2) 物件費

過去の実績等をもとに推計しました。

(3) 維持補修費

過去の実績等をもとに推計しました。

(4) 扶助費

過去の実績等をもとに推計しました。

(5) 補助費等

過去の実績等をもとに推計しました。

(6) 公債費

平成 24 年度までの地方債借り入れ実績額に係る償還予定額に、平成 25 年度借入れ予定分及び平成 26 年度以降の新町の借入れ分に係る償還見込額を加え推計しました。

(7) 積立金

新町の地域振興のための合併特例債を活用した基金への積立等を推計しました。

(8) 投資・出資・貸付金

過去の実績をもとに推計しました。

(9) 繰出金

過去の実績及び今後の繰出金を見込み推計しました。

(10) 建設事業費

各町の計画事業及び新町の計画事業を見込み推計しました。

第 3 節 財政計画

歳入 (単位:千円)

|               | 平成 17 年度   | 平成 18 年度   | 平成 19 年度   | 平成 20 年度   | 平成 21 年度   | 平成 22 年度   | 平成 23 年度   | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   | 平成 26 年度   | 平成 27 年度   | 平成 28 年度   | 平成 29 年度   | 平成 30 年度   | 平成 31 年度   | 平成 32 年度   | 平成 33 年度   | 平成 34 年度   | 平成 35 年度   | 平成 36 年度   | 平成 37 年度   | 合計          |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
|               | 2 0 0 5 年度 | 2 0 0 6 年度 | 2 0 0 7 年度 | 2 0 0 8 年度 | 2 0 0 9 年度 | 2 0 1 0 年度 | 2 0 1 1 年度 | 2 0 1 2 年度 | 2 0 1 3 年度 | 2 0 1 4 年度 | 2 0 1 5 年度 | 2 0 1 6 年度 | 2 0 1 7 年度 | 2 0 1 8 年度 | 2 0 1 9 年度 | 2 0 2 0 年度 | 2 0 2 1 年度 | 2 0 2 2 年度 | 2 0 2 3 年度 | 2 0 2 4 年度 | 2 0 2 5 年度 |             |
|               | 1 年 目      | 2 年 目      | 3 年 目      | 4 年 目      | 5 年 目      | 6 年 目      | 7 年 目      | 8 年 目      | 9 年 目      | 1 0 年 目    | 1 1 年 目    | 1 2 年 目    | 1 3 年 目    | 1 4 年 目    | 1 5 年 目    | 1 6 年 目    | 1 7 年 目    | 1 8 年 目    | 1 9 年 目    | 2 0 年 目    | 2 1 年 目    |             |
| 1 . 地方税       | 2,258,274  | 2,254,437  | 2,500,506  | 2,544,911  | 2,494,782  | 2,381,346  | 2,337,737  | 2,412,852  | 2,322,465  | 2,325,004  | 2,283,332  | 2,240,449  | 2,201,578  | 2,162,627  | 2,124,456  | 2,087,640  | 2,049,155  | 2,015,548  | 1,977,943  | 1,947,299  | 1,916,185  | 46,838,526  |
| 2 . 地方譲与税・交付金 | 678,670    | 814,287    | 570,392    | 563,293    | 536,809    | 530,044    | 486,352    | 439,340    | 421,596    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 559,747    | 11,757,747  |
| 3 . 地方交付税     | 3,477,390  | 3,620,987  | 3,458,302  | 3,589,396  | 3,649,952  | 4,017,068  | 5,660,210  | 4,391,074  | 4,165,715  | 4,069,285  | 4,041,142  | 4,056,746  | 3,999,567  | 3,920,058  | 3,824,548  | 3,687,954  | 3,614,708  | 3,616,804  | 3,600,314  | 3,592,936  | 3,595,830  | 81,649,986  |
| 4 . 分担金・負担金   | 35,861     | 15,314     | 18,072     | 10,475     | 8,279      | 7,140      | 8,212      | 7,143      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 5,973      | 188,145     |
| 5 . 使用料・手数料   | 205,461    | 190,117    | 190,215    | 188,996    | 185,876    | 190,403    | 191,302    | 187,772    | 187,838    | 191,121    | 190,474    | 189,633    | 188,921    | 188,532    | 187,885    | 187,432    | 187,044    | 186,656    | 186,203    | 185,620    | 185,167    | 3,972,668   |
| 6 . 国庫支出金     | 660,458    | 660,356    | 629,756    | 423,282    | 1,257,118  | 959,072    | 1,825,338  | 2,166,257  | 832,201    | 533,452    | 521,617    | 529,118    | 525,696    | 484,933    | 466,739    | 463,678    | 461,695    | 458,832    | 456,806    | 455,287    | 453,134    | 15,224,825  |
| 7 . 県支出金      | 857,352    | 551,955    | 430,438    | 361,538    | 414,129    | 456,739    | 968,158    | 776,456    | 629,802    | 741,124    | 411,049    | 404,182    | 403,865    | 403,280    | 403,277    | 402,923    | 402,854    | 402,560    | 402,488    | 402,553    | 402,457    | 10,629,179  |
| 8 . 財産収入・寄附金  | 60,534     | 372,667    | 20,658     | 34,175     | 39,748     | 22,397     | 136,896    | 32,093     | 18,687     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 13,625     | 901,355     |
| 9 . 繰入金       | 750,146    | 281,159    | 367,201    | 349,068    | 57,561     | 54,798     | 204,315    | 262,500    | 791,945    | 160,242    | 137,396    | 63,732     | 64,084     | 106,938    | 159,080    | 231,064    | 219,499    | 208,263    | 196,894    | 200,407    | 180,676    | 5,046,968   |
| 10 . 諸収入      | 159,192    | 130,278    | 131,704    | 142,264    | 186,594    | 174,719    | 330,068    | 195,194    | 145,552    | 134,751    | 134,940    | 134,940    | 149,124    | 157,150    | 157,758    | 161,939    | 168,641    | 174,082    | 173,657    | 158,210    | 149,535    | 3,450,292   |
| 11 . 繰越金      | 86,856     | 84,598     | 109,011    | 68,412     | 130,097    | 146,253    | 285,198    | 790,802    | 226,316    | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 1,927,543   |
| 12 . 地方債      | 1,604,800  | 1,523,100  | 1,145,200  | 1,055,300  | 1,161,400  | 2,871,400  | 858,246    | 1,468,500  | 1,314,600  | 981,100    | 900,600    | 582,300    | 561,800    | 524,900    | 497,300    | 491,000    | 487,800    | 487,800    | 485,800    | 483,800    | 484,800    | 19,971,546  |
| 歳入総額          | 10,834,994 | 10,499,255 | 9,571,455  | 9,331,110  | 10,122,345 | 11,811,379 | 13,292,032 | 13,129,983 | 11,062,690 | 9,715,424  | 9,199,895  | 8,780,445  | 8,673,980  | 8,527,763  | 8,400,388  | 8,292,975  | 8,170,741  | 8,129,890  | 8,059,450  | 8,005,457  | 7,947,129  | 201,558,780 |

歳出 (単位:千円)

|               | 平成 17 年度   | 平成 18 年度   | 平成 19 年度   | 平成 20 年度   | 平成 21 年度   | 平成 22 年度   | 平成 23 年度   | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   | 平成 26 年度   | 平成 27 年度   | 平成 28 年度   | 平成 29 年度   | 平成 30 年度   | 平成 31 年度   | 平成 32 年度   | 平成 33 年度   | 平成 34 年度   | 平成 35 年度   | 平成 36 年度   | 平成 37 年度   | 合計          |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
|               | 2 0 0 5 年度 | 2 0 0 6 年度 | 2 0 0 7 年度 | 2 0 0 8 年度 | 2 0 0 9 年度 | 2 0 1 0 年度 | 2 0 1 1 年度 | 2 0 1 2 年度 | 2 0 1 3 年度 | 2 0 1 4 年度 | 2 0 1 5 年度 | 2 0 1 6 年度 | 2 0 1 7 年度 | 2 0 1 8 年度 | 2 0 1 9 年度 | 2 0 2 0 年度 | 2 0 2 1 年度 | 2 0 2 2 年度 | 2 0 2 3 年度 | 2 0 2 4 年度 | 2 0 2 5 年度 |             |
|               | 1 年 目      | 2 年 目      | 3 年 目      | 4 年 目      | 5 年 目      | 6 年 目      | 7 年 目      | 8 年 目      | 9 年 目      | 1 0 年 目    | 1 1 年 目    | 1 2 年 目    | 1 3 年 目    | 1 4 年 目    | 1 5 年 目    | 1 6 年 目    | 1 7 年 目    | 1 8 年 目    | 1 9 年 目    | 2 0 年 目    | 2 1 年 目    |             |
| 1 . 人件費       | 2,466,298  | 2,259,885  | 2,211,281  | 2,097,800  | 2,054,136  | 1,969,707  | 1,962,422  | 1,894,578  | 1,846,430  | 1,848,483  | 1,824,561  | 1,777,895  | 1,755,637  | 1,709,879  | 1,673,521  | 1,641,863  | 1,629,005  | 1,629,005  | 1,629,005  | 1,629,005  | 1,629,005  | 39,139,401  |
| 2 . 物件費       | 1,165,097  | 1,023,299  | 1,039,333  | 991,821    | 1,090,605  | 1,101,016  | 2,574,801  | 1,687,610  | 1,674,449  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 1,409,143  | 29,257,747  |
| 3 . 維持補修費     | 124,681    | 106,406    | 100,022    | 114,388    | 183,437    | 96,388     | 140,565    | 99,189     | 131,084    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 106,177    | 2,370,284   |
| 4 . 扶助費       | 461,528    | 527,703    | 553,764    | 571,306    | 583,538    | 867,651    | 1,125,442  | 1,032,972  | 946,845    | 966,035    | 960,828    | 951,781    | 948,149    | 942,685    | 940,676    | 936,337    | 933,740    | 929,436    | 926,488    | 924,226    | 920,999    | 17,952,129  |
| 5 . 補助費等      | 1,171,094  | 1,225,660  | 1,197,090  | 1,700,610  | 1,827,192  | 3,084,266  | 1,659,144  | 1,599,442  | 1,611,633  | 1,537,351  | 1,554,698  | 1,507,655  | 1,498,699  | 1,494,859  | 1,493,192  | 1,493,192  | 1,493,192  | 1,493,192  | 1,493,192  | 1,493,192  | 1,493,192  | 33,121,737  |
| 6 . 公債費       | 1,064,068  | 1,089,298  | 1,234,485  | 1,295,201  | 1,327,017  | 1,287,137  | 1,603,247  | 1,582,612  | 1,639,968  | 1,474,374  | 1,421,767  | 1,451,045  | 1,471,682  | 1,416,623  | 1,380,031  | 1,300,897  | 1,212,835  | 1,176,288  | 1,108,796  | 1,057,065  | 1,001,964  | 27,596,400  |
| 7 . 積立金       | 105,614    | 591,584    | 54,386     | 30,500     | 63,864     | 278,975    | 547,507    | 967,016    | 227,728    | 283,530    | 244,179    | 58,607     | 18,827     | 18,827     | 18,827     | 18,827     | 18,827     | 18,827     | 18,827     | 18,827     | 18,827     | 3,622,933   |
| 8 . 投資・出資・貸付金 | 81,345     | 102,471    | 107,203    | 106,670    | 121,319    | 102,104    | 291,999    | 174,819    | 174,799    | 163,946    | 165,559    | 130,262    | 127,446    | 118,886    | 120,580    | 122,306    | 121,984    | 121,984    | 121,984    | 121,984    | 121,984    | 2,821,634   |
| 9 . 繰出金       | 1,470,583  | 1,495,331  | 1,380,996  | 1,163,088  | 1,081,321  | 1,028,211  | 1,266,402  | 1,061,318  | 1,097,634  | 1,156,331  | 1,177,017  | 1,181,064  | 1,159,295  | 1,211,038  | 1,210,019  | 1,216,293  | 1,198,118  | 1,198,118  | 1,198,118  | 1,198,118  | 1,198,118  | 25,346,531  |
| 10.建設事業費      | 2,540,088  | 1,848,607  | 1,554,483  | 1,049,629  | 1,523,663  | 1,510,726  | 1,209,701  | 2,612,034  | 1,712,120  | 770,054    | 335,966    | 206,816    | 178,925    | 99,646     | 48,222     | 47,940     | 47,720     | 47,720     | 47,720     | 47,720     | 47,720     | 17,487,220  |
| 歳出総額          | 10,650,396 | 10,270,244 | 9,433,043  | 9,121,013  | 9,856,092  | 11,326,181 | 12,381,230 | 12,711,590 | 11,062,690 | 9,715,424  | 9,199,895  | 8,780,445  | 8,673,980  | 8,527,763  | 8,400,388  | 8,292,975  | 8,170,741  | 8,129,890  | 8,059,450  | 8,005,457  | 7,947,129  | 198,716,016 |
| 歳入歳出差引額       | 184,598    | 229,011    | 138,412    | 210,097    | 266,253    | 485,198    | 910,802    | 418,393    | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 2,842,764   |

平成 2 4 年度までは実績、平成 2 5 年度は平成 2 5 年 9 月補正後の予算額、平成 2 6 年度以降は推計した数値を記載しています。

(参考資料)

## 財政計画関連用語説明

| 用 語       | 説 明                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 般 会 計   | 地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅し、計上した会計です。                                                                                                                                                                     |
| 地 方 税     | 租税のうち、地方公共団体が課税できるもので、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。                                                                                                                                        |
| 地 方 譲 与 税 | 国税として徴収し、一定の基準により地方公共団体に対して譲与される税で地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。                                                                                                                                           |
| 地 方 交 付 税 | 国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を財源とし、地方公共団体が等しく行政サービスを遂行できるように国が交付する税で、普通交付税（総額の 94%）と特別交付税（総額の 6%）があります。普通交付税は、各地方公共団体について合理的基準で算定した基準財政需要額が、合理的基準で算定した税収入としての基準財政収入額を超える分（財源不足額）を基礎として交付されます。 |
| 国 庫 支 出 金 | 地方公共団体が行う特定の事務・事業に対し、国が公益性があると認め交付する給付金で、国庫負担金、国庫補助金及び国庫委託金があります。                                                                                                                                    |
| 地 方 債     | 地方公共団体が建設事業等を行う際、資金調達のために負担する債務（借金）で、合併特例債など後年度において償還額の一定割合を地方交付税の基準財政需要額に算入されるものもあります。                                                                                                              |
| 人 件 費     | 一般職職員や市町村長等特別職職員の給与、議員、選挙管理委員会、監査委員会等各種委員会委員等の報酬等です。                                                                                                                                                 |
| 物 件 費     | 公共団体が支出する消費的経費で、臨時的な賃金、旅費、消耗品費、通信運搬費、業務委託料、少額な備品購入費などがあります。                                                                                                                                          |
| 扶 助 費     | 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、また地方公共団体が単独で被扶助者に対して支給する経費です。                                                                                                                                     |
| 補 助 費 等   | 謝礼などの報償費、保険料、各種団体への負担金、補助金、賠償金、寄附金、税金などがあります。                                                                                                                                                        |
| 公 債 費     | 公共団体が建設事業等を行った際に借り入れた地方債（借金）に対する元金及び利子支払いのための経費です。                                                                                                                                                   |
| 繰 出 金     | 一般会計と国民健康保険などの特別会計、又は特別会計相互間等において支出される経費です。                                                                                                                                                          |
| 建 設 事 業 費 | 基本的には、将来に残る施設等資本形成に向けられる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費などがあります。                                                                                                                                          |